

参議院法務委員会議録 第六号

(八二)

第一百四十六回
国二会

平成十一年十一月二十五日(木曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

十一月二十二日
辞任

中内俊夫君

補欠選任

中曾根弘文君

十一月二十四日
辞任

中曾根弘文君

補欠選任

中島真人君

佐々木知子君

荒木清寛君

魚住裕一郎君

國務大臣

法務大臣

白井日出男君

政務次官

法務政務次官

山本有二君

事務局側

政府参考人

加藤一字君

員長

警察庁長官

北岡秀二君

常任委員会専門

警察庁長官官房

塩崎恭久君

監察官

警察庁刑事局長

竹村泰子君

監察官

警察庁警備局長

荒木清寛君

監察官

法務大臣官房長

平野貞夫君

監察官

公安部調査庁長官

阿部正俊君

監察官

國税庁課税部長

岩崎純三君

監察官

労働省労働基準

佐々木知子君

監察官

竹山裕君

監察官

木藤繁天君

監察官

河上信彦君

監察官

野寺康幸君

監察官

中島眞人君

監察官

阿部正俊君

監察官

岩崎純三君

監察官

佐々木知子君

監察官

竹山裕君

監察官

木藤繁天君

監察官

河上信彦君

監察官

野寺康幸君

監察官

中島眞人君

監察官

阿部正俊君

監察官

岩崎純三君

監察官

佐々木知子君

監察官

竹山裕君

監察官

木藤繁天君

監察官

河上信彦君

監察官

野寺康幸君

監察官

中島眞人君

監察官

阿部正俊君

監察官

岩崎純三君

監察官

佐々木知子君

監察官

竹山裕君

監察官

木藤繁天君

監察官

河上信彦君

監察官

野寺康幸君

監察官

中島眞人君

監察官

阿部正俊君

監察官

岩崎純三君

監察官

佐々木知子君

監察官

竹山裕君

監察官

木藤繁天君

監察官

河上信彦君

監察官

野寺康幸君

監察官

中島眞人君

監察官

阿部正俊君

監察官

岩崎純三君

監察官

佐々木知子君

監察官

竹山裕君

監察官

木藤繁天君

監察官

河上信彦君

監察官

野寺康幸君

監察官

中島眞人君

監察官

阿部正俊君

監察官

岩崎純三君

監察官

佐々木知子君

監察官

竹山裕君

監察官

木藤繁天君

監察官

河上信彦君

監察官

野寺康幸君

監察官

中島眞人君

監察官

阿部正俊君

監察官

岩崎純三君

監察官

佐々木知子君

監察官

竹山裕君

監察官

木藤繁天君

監察官

河上信彦君

監察官

野寺康幸君

監察官

中島眞人君

監察官

阿部正俊君

監察官

岩崎純三君

監察官

佐々木知子君

監察官

竹山裕君

監察官

木藤繁天君

監察官

河上信彦君

監察官

野寺康幸君

監察官

中島眞人君

監察官

阿部正俊君

監察官

岩崎純三君

監察官

佐々木知子君

監察官

竹山裕君

監察官

木藤繁天君

監察官

河上信彦君

監察官

野寺康幸君

監察官

中島眞人君

監察官

阿部正俊君

監察官

岩崎純三君

監察官

佐々木知子君

監察官

竹山裕君

監察官

木藤繁天君

監察官

河上信彦君

監察官

野寺康幸君

監察官

中島眞人君

監察官

阿部正俊君

監察官

岩崎純三君

監察官

佐々木知子君

監察官

竹山裕君

監察官

木藤繁天君

監察官

河上信彦君

監察官

野寺康幸君

監察官

中島眞人君

監察官

阿部正俊君

監察官

岩崎純三君

監察官

佐々木知子君

監察官

竹山裕君

監察官

木藤繁天君

監察官

河上信彦君

監察官

野寺康幸君

監察官

中島眞人君

六人の教団幹部による集団指導体制がとられております。一方、構成員数につきましては、現在五百人以上の出家信徒と一千人以上の在家信徒が活動しております。

また、教団は、本年九月末の休眠宣言におきまして、十月以降の支部運営の中止、勉強会等の集会禁止など対外的活動の休止を公言いたしましたが、現在におきましても依然として信徒指導や集会を組織的に開催しております。同宣言は新法逃れの策動にすぎないものと考えております。

○佐々木知子君 オウム真理教に対します地方自治体及び住民の不安は当然であります。政治が早急に何らかの手を打たねばならないのは疑う余地のないところでございますが、方法としては三つ考えられる存じます。

一つ目は、これは刑事案件ではなく、一事不再理は働きませんので、再度破防法に基づいて解散請求をする。私自身は、実はこれが最も近道だとずつと考えておりました。

二つ目は、破防法そのものを改正する。もちろん、これこそが抜本的解決でベストであるのは疑いがないことでございましょうが、その分非常に大変であろうこと、これまた目に見えております。

三つ目は、オウム真理教にターゲットを絞った特別法を制定するというやり方でございます。これは二つ目の方法に比べて容易なのは明らかではございますが、特定の個人や団体をねらい撃ちにしたような法条というのは日本の法体系上いかがなものであるか、かなり無理があるのではないかと実は私は個人的に考えていましたのでございました。

○国務大臣(白井日出男君) 破壊活動防止法は、団体に対する規制処分の要件をいたしまして、暴力主義的破壊行為を行った団体が継続または反復して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊

活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足ります。十分な理由があることを要件といたしております。

○佐々木知子君 新法逃れの策動に対する調査結果では、教団につきましては、継続または反復して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足ります。

○佐々木知子君 本法では、観察処分によって対象団体につきその活動状況を継続して活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足る十分な理由があると認められる場合、三年以内の期間を定めて同長官に対して活動状況に係る定期の報告徴収をさせ、特に必要があると認められたときは団体施設への立入検査を行えるとす

ることになります。

○佐々木知子君 本法では、観察処分によって対象団体につきその活動状況を継続して活動を行う明らかなおそれがあると認められる場合、三年以内の期間を定めて同長官に対して活動状況に係る定期の報告徴収をさせ、特に必要があると認められたときは団体施設への立入検査を行えるとす

ることになります。

○佐々木知子君 実効性の観点からは、これで十分だというふうにお考えでしょうか。もし立ち入りを拒否された場合はどのようになるのでございましょうか。

○政府参考人(但木敬一君) 本法では、観察処分によって対象団体につきその活動状況を継続して活動を行う明らかなおそれがあると認められる場合、三年以内の期間を定めて同長官に対して活動状況に係る定期の報告徴収をさせ、特に必要があると認められたときは団体施設への立入検査を行えるとす

ることになります。

○佐々木知子君 実効性の観点からは、これで十分だというふうにお考えでしょうか。もし立ち入りを拒否された場合はどのようになるのでございましょうか。

○政府参考人(但木敬一君) 本法では、観察処分によって対象団体につきその活動状況を継続して活動を行う明らかなおそれがあると認められる場合、三年以内の期間を定めて同長官に対して活動状況に係る定期の報告徴収をさせ、特に必要があると認められたときは団体施設への立入検査を行えるとす

ることになります。

○佐々木知子君 本法では、観察処分によって対象団体につきその活動状況を継続して活動を行う明らかなおそれがあると認められる場合、三年以内の期間を定めて同長官に対して活動状況に係る定期の報告徴収をさせ、特に必要があると認められたときは団体施設への立入検査を行えるとす

これから、刑事案件の資料収集に直接結びつく作用を一般的に有するものでもないこと。また、検査の拒否、妨害に対しても罰則が設けられて間接強制を認めておりますが、反面、直接の実力行使が許されていいるわけではございませんので、先ほど申しました法制とはその法制を異にしている、こういうことにならうかと思います。

○佐々木知子君 では、本法案のように裁判所の許可を要せず、行政機関の責任において立入検査ができるものとしているものは約五百ござります。このうち約三百五十につきましては立入検査の拒否、妨害等に対する罰則が設けられております。

このうち、警察官または警察職員による立入検査を認めた例といたしましては、最近では債権管理回収業に関する特別措置法がござります。また、従来ありますものとしては、化弾兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律あるいは武器等製造法など十四例ございます。

○佐々木知子君 それはすべて警察官または警察職員による立入検査を認めた例、そういうことでございましょうか。

○政府参考人(但木敬一君) 先ほど申し上げたとおり、警察官の立ち入りを認めました法律につきましては、債権管理回収業に関する特別措置法等十四例ございます。

○佐々木知子君 次に、もう一つの規制措置でございます再発防止処分についてお伺いしたいとのことです。

八条は結構やっこしい法律でございまして、読ませていただきましだけれども、その趣旨、目的につきまして官房長の方からお答え願いたいとのでござります。

○政府参考人(但木敬一君) 無差別大量殺人行為は不特定かつ多数の人の生命身体に極めて甚大な被害をもたらすものございます。これが団体によつて組織的に行われる場合には秘密裏に入念な計画準備がなされ、これを事前に防止することが極めて困難でござります。また、団体が一定の目的を達するために無差別大量殺人行為を行つてゐる場合には、その反復性が極めて高い類型でございます。

このようないくつかの無差別大量殺人行為の特性にかんがみまして、過去に無差別大量殺人行為を行つた団体が現在もなおその危険な要素を保持している場合には、危険な要素の量的、質的増大を防止する必要が極めて高いと言わなければなりません。また、観察処分に付された団体につきまして、不報告あるいは虚偽報告あるいは立入検査妨害というようなことが行われて、その団体の状況が極めて把握しにくいというような場合にも、当然、無差別大量殺人行為の再発を防止するために一定の活動をある一定期間停止させる処分を行う必要がある、こういう考え方方に立つて再発防止処分を設けたものでございます。

○佐々木知子君 今のお答えと少し重複するかと思ひますけれども、八条には、前段の場合、要するに危険性が増大したと認められる幾つかの場合と、後段の場合、すなわち観察処分を受けた団体について報告義務違反または立入検査妨害等があつた場合の二つのケースが想定されておりますが、その二つのケースを想定したということについての理由と合理性についてお伺いいたします。

○政府参考人(但木敬一君) まず八条の前段でございますが、ここは先ほど述べましたような無差別大量殺人行為に及ぶ危険につきまして、その要素の量的、質的増大が疑われる場合にこれを防止する必要がある、こういうことで一定期間、一定の活動を禁止する、こういう趣旨を入れたものでございます。

後段につきましては、先ほど申しましたよう

に、そうした不報告あるいは立入検査妨害等があつて団体の危険な要素の量的あるいは質的な程度を把握することが困難である、このような場合であれば団体側の行為の介在ということもあるわざでござりますので、当然これに對してはその危険を防止するという觀点から一定の期間、一定の再発防止処分を行う必要があるというふうに考えたわけでございます。

いずれにいたしましても、八条全体について申しますと、無差別大量殺人行為の再発を防止する上で必要な条件、兆候が生じた場合には再発防止処分を行う、こういう仕組みになつております。

○佐々木知子君 処分は二項で五つ規定されております。恐らくは、団体を解散させた場合の効果というものを一つ一つ具体的に羅列していくたらこうなつたのではないかと思えるような処分が規定されているわけでございます。

中でも、現在オウム真理教施設を抱えている地方自治体が最も望んでいるのではないかと思われる二号、つまり「当該団体が所有し又は管理する特定の土地又は建物の全部又は一部の使用を禁止すること」はどのような場合にできるのでござるでしょうか。場合によつて、その「全部又は一部を行なうことができる」というふうに一項には規定されておりますが。

○政府参考人(但木敬一君) お尋ねの第八条第二項第二号の処分は、団体が既に所持あるいは管理している土地または建物であつても、その利用状況によつては当該団体の無差別大量殺人行為に関する危険性の増大を防止する必要が生じるということから、再発防止処分の要件の一つとしたものでございます。

第二号の処分がなされる具体的な場合としては、例えは組織の引き締めのためにある施設に信者を監禁する施設を設けているような場合あるいはもつと端的に申しますと、武器を製造するための工場、あるいは何の目的かわからないけれども、立入検査を妨害いたしまして当該施設に立ち入らせないというような状況が生じた場合、その

○佐々木知子君 また同三号は、無差別大量殺人行為の関与者等に、「当該団体の活動の用に供されている土地又は建物において、当該団体の活動の全部又は一部に参加させ又は従事させることを禁止すること。」といふようにございますが、この意図するところは何でございましょうか。

○政府参考人(但木敬一君) この三号は、当該団体が無差別大量殺人行為を行った当時の殺人行為への関与者あるいはその当時の団体の役職員、これらの方者が当該団体の施設内で活動することを禁止しようとするものでございます。

これは、具体的な例といたしましては、例えば当該大量殺人行為の根拠となつてゐる極めて危険な教義をそれらの施設内で宣伝する、あるいは個人的な指導を行う、こういうような事例の場合にあり得るのではないかと思つております。

○佐々木知子君 次に、二つの処分いずれにも取り消しに関する規定が六条ないし十条に設けられておりますが、対象団体というものは取り消しの請求権を持つのでございましょうか。

○政府参考人(但木敬一君) 六条及び十条は、处分を継続する必要がなくなつたと認められるときは、公安審査委員会が職権によつてこれを取り消さなければならぬという義務規定でござります。しかし他方、この義務を負うのはひとり公安審査委員会でありまして、処分の対象者がこの取り消しを請求する権利というものはございません。

ただし、もちろんその処分の取り消しをする職権発動を促すという行為は、それ 자체は否定されるわけではございません。これにつきましては、衆議院の修正によりまして極めて明確な形で規定されております。

○佐々木知子君 続きまして、第三章の「規制措置の手続」に移りたいと思います。

十二条一項で、「公安調査庁長官は、」各処分を請求する前に「警察庁長官の意見を聞くものとする。」となつておりますが、このように定めた理

な問題でございまして、これは、先ほど申し上げましたとおり、私ども政府としてしっかりと総合的な立場でもつて対策を立てていくべきだ、このように感じております。

○中島眞人君 その問題は私の頭の中にずっとござりついている問題でございますので、法を執行する側あるいはオウムという形の中で取り交わされていくこの法案の延長という問題が住民にどうかかわってくるかという問題を私どもは常に忘れていけない、こういうこともある面では私の懸念する問題として提起をしておきたいと思います。

そこで、追い込められていくオウム真理教、確かに追い込められていくでしょうね。実は、ことの九月にオウム真理教は対外活動の休眠を宣言いたしました。その後、休眠宣言、また信者の拡張の行為も自粛すると。このことはどういうふうな意味を持っているんでしょうか。本当に反省をしてやっているんだろうか、あるいはやはり法の包囲網がどんどん大きくなっていくのか、これについてもお聞かせをいただきたい。

族への思いを確認したり、様々な遊びを通して子どももらしさを取り戻していった。あわせて、最初はオウムへしか向かれない興味が、次第に現実に向かっていく。時期により起伏はありながらも、全体の流れで見ると身体症状も確かに減少していった。

今なお解決していないオウム事件のことを考えると、こういう言い方さえ関係者に対し不謹慎に聞こえるのかも知れないが、結局我々職員は、あの子ども達に励まされたのだという気がしてならない。子ども達の回復力に人々は驚き、そしてあの子達の笑顔が、生きているつてこんなに楽しいんだよと大人に語っているようであった。

また、今回の件で、一時保護業務を見直す良い機会となつた。規制を徹底的に嫌う子ども達と接することで、一体何が必要なルールで何が必要でないのかを考えさせられた。

細かい点を挙げれば、反省点が多くあつたことも否定できない。しかし結果的には、方向性として、職員の関わりは正しかつたと考える。これらを全て含め、我々が為し得た関わりが、子ども達一人一人への生きる励ましとなつたことを信じたい。そしてまた、五十三人の子どもたちが、この厳しい現代社会の中で、これからたくましく生きて行けることを信じたい。

こういうことで、胸が詰まるような思いをしたわけあります。私はここで法務大臣に、最近オウムの出発点に類似するような、例えばミイラ遺体事件のライフベースの問題、全国約一千百人が総額約五十二億円の損害賠償を求めている法の華の問題等々がござります。まさにカルトへの歩みと申しましようか、こういう一つの動きが起きたつある。ニューズウイークはこれらの現象をとらえて、「日本のビスティリー」、こんな表現をとり得ているわけであります。

私はこれがオウムという問題を法律でがんじがらめにしていくんだ、そしてオウムを追い込んでいくんだということの中だけで、このオウム問題

というものが解消できるんだろうか。子供たちの

問題、そういう問題を考えますと、大変難しく深刻な問題を考えざるを得ません。

起こつてゐる一連のこれらの問題、同時にあります。

児童相談所へ保護された五十三名の子供たちが今や、はつきりとその経過はわかつておりますけれども、多分幸せに過ごしているだらうということが、はつきりとその経過はわかつておりますけれども、多分幸せに過ごしてゐるだらうといふことを信じながら、二度とこういう問題があつてはいけない。相次いでこういう問題が起きつゝあるこの日本の社会というものに対する対応を考えていかなければならぬかという問題は、本法案を審議すると同様に私は日本の政治がある問題だ、このように考えます。

大臣の御所見をお聞きして、私の質問を終わります。

○国務大臣(白井日出男君) ただいま委員お話をいただきました上九一色村の五十三名の子供たちの話は、私といたしましても大変重く感じさせていただいだ次第でございます。

いわゆるカルト集団につきましては、オウム真理教が地下鉄サリン事件を引き起こして以来、こ

うした事案の発生を未然に防止するという観点から、公安調査厅としても注目してきたところでござります。そのような団体に当たると考えられる

団体に対しましても、公安調査厅においてその動向につき関心を払つていくものと考えております。

このような集団に対しどのように対処していくべきか等につきましては、幅広い観点から種々の議論がなされる必要があると考えております。

○江田五月君 本日は閣法が一本、それからその

閣法に対するこれらの修正議決をされたものが本院に来ているわけですが、それと衆法が一本、さるに参考が一本、三本の法律案ということになるわけですが、主として閣法及び修正部分について質問をいたします。

私たち民主党は、政府提出のこの無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律案に對

し、衆議院での審議の中で九項目修正項目を提起いたしました。与党三党との間で五項目の修正で合意をして、与党三党と民主党の共同提案による

修正案に賛成をし、これが衆議院で可決をしてこれまで来たということになつてゐるわけで、ここに至る経緯をかいづまんで申し上げておきます。ことしの三月の参議院の予算委員会で、私は当時の野中官房長官に主として二つの質問をいたしました。

その一つは、活動が再開されて地域住民とのトラブルが起きておりオウム真理教に対し、政府として直ちに対策を講じるべきではないかということです。御承知のとおり、オウムが

しおけつをきわめたといいますか、大荒れに荒れた当時に関係省庁連絡会議を持ちまして、これ

はもう本当に各省庁、すべてではもちろんありますけれども、網羅的に連絡をとつていただきたい

せんけれども、網羅的に連絡をとつていただきたい

て、学校教育の面あるいは薬物使用の面、消防の面、警察はもちろん道路使用その他、もうすべて

の観点からオウムに対処をしておつたわけです。

今回、私の問題提起があつて、個別の刑事責任を追及する刑法体系とは別の犯罪組織の団体活動を規制できるアメリカのRICO法のよう

な法体系を考えるべきではないかという問題提起をいたしました。これはじつくりと慎重に腰を落

ちつけた検討しなりやならぬ課題で、拙速はい

けません。そんなわけで、まだ実現はしていません。

そして同時に、民主党としては、石井一現副代表を委員長とするオウム真理教及びカルト対策特別委員会をつくつて現地の視察とかあるいは法案の作成の検討とか、こういうものを開始いたしました。八月には、当時の野中官房長官や当時の衆議院法務委員長であられた杉浦正健さんとともに何度もお会いして、政治の責任として超党派の議員立法でオウム対策法と被害者救済法をつくれないか

と話し合つてきたわけです。その後、与党の方で

は政府とのやりとりなどもいろいろあって、この臨時国会に二法案を一つは閣法、一つは衆法ですべてが、提出された。私たち民主党も団体規制法案の骨子を発表した。そこで、やはりこれは憲法で定められた基本的人権を制約する法案でありますので、与党三党と民主党の間で修正の協議が真剣に行われ、合意がなされたという、こういう経過でござります。

何としても政治の責任を果たさなきやならぬ、まだこれはいろいろ詰めなきやならぬ問題点いろいろあります。その第一歩にはなつたのではなく、いかと思つておりますが、法務大臣、この間の経緯をごらんになつて、感想をひとつまず聞いておきたいと思います。

○国務大臣(白井日出男君) この問題につきましては、委員御指摘のとおり、政府といたしましては、オウム真理教問題関連対策関係省庁連絡会議といたしておきましたところでございます。

その後、オウム真理教の活動は一時縮小化の傾向もございました。そうした関係で、九年九月に一時廃止をしたわけですが、委員御指摘のとおり、その後も動きについては監視を続けてまいつておきました。本年十一月一日に、現在の立法化の問題もございました。そうした関係で、オウム真理教の問題もございました。また同月にはオウム真理教等社会復帰対策調整担当者会議というのを開きまして、また関係省庁における検討も再び始めております。

今、委員御指摘のとおり、この問題はオウム真理教の団体ばかりではなくて加入をしている信徒の問題でもございます。また、いろいろ話も出ておりますように、周辺に居住している住民の安全の問題、そういうものも持つております。大変

います。

○江田五月君 先ほど、同僚委員といいますか自民党的委員の方の御質問の中に、平成八年七月十一日ですか、公安調査庁がオウム真理教について解散指定の請求をした、それに対して公安審査委員会がその棄却の決定をした。これがそもそも間違いの始まりだという御指摘があつたわけですが、私は、準司法機関の判断に対して政治が物を言うときにはそう軽々に言う話ではないだらう。むしろ逆に、これまで過去を振り返って反省してみるとすれば、やはりこれは坂本事件に反省はさかのほらなきやならぬのじやないか。

坂本事件の捜査のあり方は主として警察の方あ

りますし、それは法務大臣の守備範囲に入つて

いると思うので。

細かな捜査の個々のこととは結構ですが、私は、

やはり坂本事件のときにもつと早く、警察がだめ

なら検察も捜査ができるわけですよ、検察官、検察

部自分のところ自分のところというでの広域の捜

査の体制を持っていかなかつたなんということが

あって、神奈川県で起きていることと山梨県で起

いていることとの間の関連性なんというのは全然

捜査の方は関心を、全然と言うとおかしいかもし

れませんが、持つていなかつた。そんなことが

あってあいう巨大施設が膨れ上がつていつて、

そこでサリンをつくるというようなことが行われたわけです。

そここの反省がまず最初になきやならぬと思いま

すが、法務大臣いかがですか。

○国務大臣(臼井田出男君) 今御指摘のとおり、

坂本弁護士殺害事件につきましては、当時私ども

のとおりでございまして、今振り返つてみるとそ

うした状況の結果というものを踏まえましてしつかりと調査をしていく、そうしたことの大きいなる一日ですか、公安調査庁がオウム真理教について解散指定の請求をした、それに対して公安審査委員会がその棄却の決定をした。これがそもそも間違いの始まりだという御指摘があつたわけですが、私は、準司法機関の判断に対して政治が物を言うときにはそう軽々に言う話ではないだらう。むしろ逆に、これまで過去を振り返って反省してみるとすれば、やはりこれは坂本事件に反省はさかのほらなきやならぬのじやないか。

坂本事件の捜査のあり方は主として警察の方あ

りますし、それは法務大臣の守備範囲に入つて

いると思うので。

細かな捜査の個々のこととは結構ですが、私は、

やはり坂本事件のときにもつと早く、警察がだめ

なら検察も捜査ができるわけですよ、検察官、検察

部自分のところ自分のところというでの広域の捜

査の体制を持っていかなかつたなんということが

あって、神奈川県で起きていることと山梨県で起

いていることとの間の関連性なんというのは全然

捜査の方は関心を、全然と言うとおかしいかもし

れませんが、持つていなかつた。そんなことが

あってあいう巨大施設が膨れ上がりつて、

そこでサリンをつくるというようなことが行われたわけです。

そここの反省がまず最初になきやならぬと思いま

すが、法務大臣いかがですか。

○国務大臣(臼井田出男君) 今御指摘のとおり、

坂本弁護士殺害事件につきましては、当時私ども

のとおりでございまして、今振り返つてみるとそ

のことは極めて残念なことでござります。今後そ

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

民の生活の平穏を含む」という修正が加えられたこと、このことと憲法との関係をどういうふうに考えになるかお聞かせください。

○國務大臣(白井日出男君) 本法案は、過去に無差別大量殺人行為を行った団体について、その活動状況を明らかにし、また当該行為の再発を防止するため必要な観察処分または再発防止処分という措置を定めて、もって公共の安全の確保に寄与することを目的としているものでございます。

そして、その処分は、その危険性の程度を把握し、またはその増大を防止するために列举された必要な措置の中から、準司法的機関である公安審査委員会が具体的な事案における必要性に応じて合理性の認められる限りにおいて選択するものであり、団体側から意見を聞いた上で証拠書類等に基づいて中立公正な手続により行われるというこどになつております。

このように、いずれの処分も本法案の目的を達するため必要かつ合理的な限度にとどまるものでございます。

委員御指摘をいただきました、住民の不安を取り除くという点につきましては、たないま申し上げました本法案の目的の一部をなすものでございまして、衆議院において本法案第一条の、「公共の安全の確保に寄与することを目的とする。」の前に「国民の生活の平穏を含む」を加えるとの修正がなされたのもその趣旨をより明確にするものでございまして、意義あるものと考えております。

○江田五月君 法律家の細々した理屈の話といえばそうなのかもしれません、やはりこれは違憲にならないかかるかという重要なところなのであります。オウムが過去にあれほどひどいことをした、その危険は今もある、したがつてオウムの結社の自由は制約をするんだと、それだけだと私はこれはまだ違憲の疑いをぬぐえないという気がするんですよ。過去にああいう危険があった、またそういう

うおそれ、危険が増大することがあり得る。抽象的なんですね、これはまだ。その程度の抽象的な危険だけで、あとはもう公共の福祉でぐっと押さえ込んでいいんですというのではこれはまだ危ない。

そうじゃなくて、公共の福祉というのをどうとらえるかなんですが、これは法律上の議論がいろいろありますて、公共というものがあつて、それが福祉のために、これにしきの御旗があれば、あとは幾らでも基本的人権の制約はできるんだと。そうじやなくて、基本的人権というのもいろいろ人権があるでしょう。しかし同時に、オウム以外の人にも人権がある。その人権を調節するためには、こういう程度のことが必要だという、これが公共の福祉だという考え方もあるわけです。

私は、オウムがまたかつてのような大量無差別殺人を行う危険が現実に感ぜられるほどにあるかというと、ちょっとそれはわかりません、将来は。しかし、今の段階でそこまでなつてていると言るのはちょっと言い過ぎじゃないか。

しかし、さはざりながらオウムの活動の活性化によって地域の皆さんに大変な不安を与えていた。地域の皆さん、これは本当に誇張じゃなく、何よりも夜も寝られないという。ですから、二十四時間監視体制をつくつてオウムの一日の出入りなどにについても目を光らせていて。何かちょっと質問をする、オウム側の対応が悪い、そうすると、これはそこで大変鋭い摩擦が起きる。下手をするなど地域住民の皆さんのが頭にかつときて何かをやるといふことだってあるかもしれません。あるいは地方自治体の首長さん方が住民票の移動も拒否するとか、あるいは子供が学校に来てもらつちや困るとか。居住移転の自由というのは憲法上保障された権利なんです。学問を受ける、これももちろん憲法上保障された権利なんです。それさえオウム関係者に拒否するという自治体の首長さんが出てくる。

さてそういうときに、これは一方でオウムの人

権もあるけれども、他方で住民なりあるいは自治

体なりの憲法秩序というものが揺らいでいるわけ

です。そこでどうするかということがあつてこう

い。

危険だけで、あとはもう公共の福祉でぐっと押さえ込んでいいんですというのではこれはまだ危ない。

いうことが言えなきやいけないと思いますが、法

務大臣、そう言えますか。

○國務大臣(白井日出男君) 今、委員お話しのとおり、この法案によつて私どもは基本的に団体としてのオウムに対する第一策は成つた、こういう法律を出すのだと、これは違憲のおそれがあるといただと思います。そういう意味を込めて「国民の生活の平穏を含む」ということをあえて入れたんだと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(白井日出男君) 今、委員がお話しのとおりだと私は思います。

まさに私が先ほど申し上げましたように、この条文の「公共の安全の確保に寄与することを目的とする。」という前に、修正をいたしました、「国民の生活の平穏を含む」こういうふうに書き込むことができたということはそういう意味で大変意義がある、こういうふうに申し上げた次第でございます。

○江田五月君 地域住民の皆さんに対して、あるいは首長さん方に對して、いら立つ気持ちちはよくわかる。それはそうです、あれだけのオウムですから。あなた方がそうやつていら立つていろんな活動をされる、そのことが悪いんじゃないんだと。これはやっぱり謝罪もしないで活動を再開されると、そのオウムにどんどん入り込んでこれを規制するのに直したんだ。したがつて、この法律の適用に当たつては、「国民の生活の平穏」、その限度を超えてオウムにどんどん入り込んでこれを規制するというようなことがあるとやこしい問題が出てきたこと等につけてまさに国としてしっかりと対応していくことが求められていると思いま

す。

○江田五月君 修正案の提出者である北村さんに話をすると、その法律を出しておきたいと思います。

閣法のままだとまだ憲法上いろいろな疑問があつた、そこを修正で辛うじて合憲だと言えるも

のに直したんだ。したがつて、この法律の適用に

も同じ質問をしておきたいと思います。

○衆議院議員(北村哲男君) まさに江田議員が御指摘のとおりだと思いますが、私たちには、オウムに限定するという趣旨では五つの修正項目を出したしました。それは先ほど江田議員も御指摘されたとおりでございます。

今話題になつております住民の平穏という問題につきましては、確かにオウムそのものを見て今危険かどうかというのははつきりしません。しかし、はつきりしていることは、その存在が地域の住民に非常に不安を与えていたということで、現実に首長が違法行為まで行わざるを得ない、住民登録の拒否なんかの、そういう事態を巻き起こしている。そういうことを避けることが大きな目的

であるという」とで、単に原案であれば「公共の安全」ということで締めくくつてありますけれども、「公共の安全」というのはオウムの危険性に対する公共の安全を保つためにというそういう対置の構造でありますけれども、今回の場合は、特に住民の不安、そしてそこに起る無法状態というか違法状態、そういうものを避けるのも大きな目的であるということで、目的規定に「国民の生活の平穏」ということを、大きい意味では「公共の安全」という中に入りますけれども、それをあって加えたというのが目的におけるその限定であります。

○江田五月君 この法律がオウムにだけ限定される、少なくとも過去をさかのぼって見るとこの法律が適用できる団体はオウムしかない、これはもう既に何度も確認済みだ、そう理解してよろしい

ぬような団体に成長してしまって、そんなことはあつては困るからこれをつくったと。それは法律規範の定立でありますから抽象的な法規範の定立であります。そういうう適用の可能性をゼロにするということはこれで言えません。言えませんけれども、やっぱりそれは行政担当者として、もちろん法務大臣は警察官じやないから法務大臣の全責任というわけにいきませんが、覚悟を持って当たっていただきたい。

将来、このオウム以外にこんなものが適用されなきやならぬような団体が生ずることは、これはもう何としても防ぐという決意をしていただいたものと思います。

これは受け身で書いた理由は特にありますか。やはり妨げるとか忌避するとかそういう行為があつて初めてこの要件が満たされるということになるんでしょうか。どちらでしようか。

○國務大臣(白井日出男君) 今御指摘の本法第八条後段では、御指摘のように、不報告、立人検査拒否等について、「報告がされず」、また「立人検査が拒まれ」などの表現を用いております。

これは、一般的に立人検査については団体の構成員ではない者によつても立人検査妨害行為を行ふことが可能でございまして、このような場合も含めて規定をしておく必要があるということから

いかがですか。

○国務大臣(臼井田出男君) 今、委員から御指摘をいただきました廃止の問題でございますが、衆議院における本法案の修正により、廃止を含む見直しに関する規定が附則に設けられました。これは大切なことだと思っております。

本法案が成立をいたしまして施行されました後は、その施行の日から起算して五年ごとに、この法律に基づく規制処分の実効性、規制対象団体の危険な要素等の消長、この法律の施行状況、いわゆるテロ対策等について検討が加えられ、その結果に基づいて、その廃止の可否も含めて見直しに

ら、不報告などの場合もあわせ、報告、立入検査等を主語として表現したものでございまして、もとより立入検査拒否等の成立に必要な王観的、客観的な要素の一部を不要とするものではございません。

ついて国会において十分な御論議がなされるものと考えております。

さて、将来ですが、この法律を適用しなきゃならぬ団体が将来出てくる、それにも備えているんだというふうにお考えですか、それともそこは必ずしもそういう備えではないんだということでしょうか、法務大臣。

ローズの意味ですが、当然のことだと思いますが、それぞれ前各号に例示してあるものと同程度の危険性でなきやならぬ。バスケットクローズですかから広がる可能性、心配、これは心配をするなど言つてもする方が当たり前的话でして。

○江田五月君 もう一つ、その今の「妨げられ」「拒まれ」といったところですが、団体側が取り消し訴訟を起こした、これは拒否とか忌避には当たりませんよね、法務大臣。

して、国会による適切な御判断がなされるものと
考へております。

○江田五月君 修正案提出者に伺います。

今のは廃止のことは私が今申し上げたような趣旨
だ、そういう意味で修正をしたんだということです
よろしいですか。

法文上ではその対象はオウム真理教のみに限られるわけではなくてございません。無差別大量殺人行為として、政治的目的を持つて「不特定かつ多数の者を殺害し、又はその実行に着手してこれを遂げないもの」を言うわけでございまして、本法案の対象となる団体の範囲はこのような無差別大量殺人行為を行った団体として極めて限定されておるわけですがございまして、将来、恐らくはもうそうした団体があらわれないだろう、またあらわれてほしくない、このように思っております。

そこで、これは前に掲げてあるのと同程度でない
きやならぬ、そういうふうに解釈しなきやならぬ
ということによろしいですか。

○國務大臣(白井日出男君) 委員御指摘のとおり
でございまして、一号から四号までは典型的なもの
の、そして五号はそれらと同種、類似のものとい
うことでのいわゆるバスケットクローズ、こういう
ことにいたしたわけであります。

○江田五月君 それともう一つ、八条の再発防止
処分に移行する要件、「報告がされず、若しくは
虚偽の報告がされた場合、又は」立ち入り「が拒
まれ、妨げられ、若しくは忌避された場合」と全
部受動態で書かれている。これは読み方によつて
は、公安厅なり警察なりが、妨げられたんだ、忌
避されたんだと思つてしまえばそれで当たるとい
うふうにも読めないわけじやないと思ひますが、

○江田五月君 最後の修正項目が時限立法の関係ですが、施行の日から五年ごとに廃止を含めて見直す。これは、オウム真理教というものがもうなくなってしまわなかつたら廢止できないのか、それとも、先ほどかるる言つていており、オウム真理教という宗教が純粹に、公共の危険あるいは住民の不安、そういうものを感じさせることなく純粹に信仰活動だけをやるというところになつたときに、それでもなおオウム真理教の信仰活動があるからということでおこの法律を残しておこうということになるのか。

私は、それではいけない、それではこの法律は違憲状態として残ることになると思いますが、純粋な信仰活動が残つてゐるだけだという状態になつたときには、これはもう廢止をしなきやならぬという理解をしなきやいけないと思いますが、

○衆議院議員(北村哲男君) そのとおりでござります。
○江田五月君 時間がないのでどんどん飛ばして
進んでおります。
さて、残念ながら、やはりこういう法システム
をつくつてこれでオウムについてはちゃんと透明
度を増して、何かおかしなことがあつたら防止処
分をして押さえ込むから国民の皆さん安心してく
ださいと。安心してくださいと言うには、やはり
法務省とか警察厅に対する国民の信頼というもの
があつて初めて言えるんだろうと思うんです。と
ころが、今どうも法務省についても警察厅につい
ても国民の信頼が傷ついているのではないか。
警察について、警察厅長官をきょう、まだお見
えでないのでお見えになつてから聞きますが、法
務省、本日の新聞報道によると、これは後で同僚

委員から質問があるかと思いますので私は触れるだけにしておきたいと思いますが、公安調査庁が市民運動を破壊団体扱いしている、そういう新聞報道があるんですが、大変これは重要なこと、私もこの点は問題に思つていいということをまずもつて申し上げておきたいと思います。

さようはそれぢやなくて、もうちょっと古い話なんですが、ことしの九月下旬に法務省の人権擁護局の上席補佐官が日本新聞協会を訪れた、そして人権擁護推進審議会のヒアリングへの出席を求めた。その際、事もあるうに、行政命令によって人権侵害する記事を差しとめることも視野に入れ検討したいと。これは、人権擁護関係の諸問題をして、諸問が二つに分かれていて、最初の諸問、啓発、教育、これは既にもう答申が出ました。その後の人権擁護機関をどういうふうなあり方にすらかというういう諸問ですが、一ヶ月以上たつて法務省は説明の内容が不適切であったと認めて謝罪をして、一連の発言を撤回したということです。

これは上席補佐官、しかも人権擁護局、人権擁護推進審議会へのヒアリングを求めて、日本新聞

協会に対して行政命令によつて人権侵害する記事を差しとめる行政命令によって記事の事前差し止めをすることを視野に含めると、明らかに憲法

が禁止する事前検閲です。検閲はこれを許さない

といふうに、もう全然何の留保条件もなしに検閲はもうだめなんだと思つかり書いてい

る。そのことが頭から抜け、たまたまそのとき

ちょっと体のぐあいが悪くてとか、ちょっとそれでは弁解にならないと思うんですが、法務大臣、これをどうお考えになりますか。

○国務大臣(白井田出男君) 一ヵ月以上たつて

と思ひます、お尋ねの件につきまして、人権救濟の充実強化について審議をいたしております人

権擁護推進審議会が実施するヒアリングに関しま

して、人権擁護局の職員が新聞協会に出席の依頼に参りました際、行政命令による差しとめに言及したのは事実でございます。先方から被害者救済との関係でどのようなことが問題となるのかといふ尋ねがあつたのに對し、全くの可能性としてその旨で申し上げたものではないと聞いておりますが、事例としても不適切なものであり、既に担当課長が新聞協会に事情を説明し担当者の発言を撤回したものと承知をいたしております。私とい

しましても、こうした考えは持つております。私とい

うことであります。しかし、これは持つております。

○江田五月君 法務省がそのような考え方をちょっと持つていては大問題で、何をか言

わんやですが、可能性の一つとしてあるんだとい

うことであつてもいけない。憲法二十一條はどう書いているかというと、「検閲は、これをしては

ならない」と。もう何もないんです。条件も何

もないんです。よく練られた検閲だったらよろしくとか秘密にやるなんならよろしいとか、そんなこ

とは何もないんです、「検閲は、これをしてはならない」と書いてあるんではありませんから。可能性とし

て言つただけでもこの可能性はないんです。憲法

に書いてあることに違反しても可能性としてはあ

るんだというようなことはあつていいんですか、行政として。

○國務大臣(白井田出男君) 今、委員御指摘のとおり、そういうことはあつてはならないと思いま

す。

○江田五月君 私は、これはやはり明白な憲法違

反の発言を職務上行つたと。それは一人の上席補

佐官、名前もわかつておりますが、武士の情けで

名前は言いません。しかし、やっぱり法務省の憲

法感覚、人権感覚について国民の信頼を裏切る、

そういうことがあって、それでこの人権侵害のお

それの強い制度を活用させてくれというんでは

やつぱりちょっと困る。

これは法務大臣の人事権に属することなのでそ

れ以上はちょっと申し上げにくくですが、少なく

ともこの上席補佐官、人権擁護推進審議会の事務局の役を果たしているといふんですね、トップ

じゃないようですねけれども、これはやっぱり人権擁護推進審議会の事務局からは外れるべきだと思いますが、法務大臣はどのような厳正な対応をされますか。

○國務大臣(白井田出男君) いずれにいたしましたが、大変不適切また不用意な発言だったと、こ

ういうふうに考えておりまして、上司からも厳しく注意と指導をしたというふうに聞いております。

○江田五月君 ゼひひとつそれは考へていただきたいと、人権の関係でいろんな運動をしている全

国の人々がじつと見ているんです。ほんの小さなことであつても、それはやっぱりみんな本当に必

死の思いで見ていてます。何だ、法務省はとなつた

ら、いや法務省に人権擁護のことなんかむしろ言

うもおかかといふような感じを国民に与えたら大

変です。現に今与えているかも知れないんです。

しかし、現場の住民の立場に立つてみると、我々としてもこれだけ苦労してつくろうとしている法律ではございませんけれども、本当にこれが実

効性があるのかなど。二十四時間、今も監視して

います。そして、学校がすぐそばですから、そのオウムの拠点、父兄が毎日ついて登下校をやつて

いるわけですね。これはみんな仕事を持つていま

すから、もう耐えられないという限界ぎりぎりに

来ていると思います。幸いにして、そのオウムの

拠点の前に群馬県警が交番をつくってくれまし

て、一応の監視もしているわけですが。住民とオ

ウムがぶつつくときに、住民の感情からすれば、

警察はどうなんだ、オウムをちゃんと取り締まら

んかと、こういう意見も出るわけですから、お巡りさんも容易じやない。

そういう非常に現場は緊迫した状況が今日な

統いておるという中で、私は改めて大臣に、この

非常に難しいいろいろな条件をクリアした法律が

できて、これでまさに住民が平穏に暮らせるとい

う保証になるのか、またそうしなきいかぬとい

う決意なり、実効性なりについて大臣の所信を改

めて私は、これは住民に向かって、国民に向かつてはつきり言つてほしいという気持ちがしますの

で、どうぞひとつお願ひします。

○國務大臣(白井田出男君) 今、お地元の大集会

のお話を伺いました。

この法案につきましては、広く各会派の皆様方

の御賛成も得て通すということが大切だと思って

からもお話をございましたいろいろの経過の中

で、私ども民主党の修正案も取り入れていただき

て、一応の法案ができた。

共産党さんは独自の法案を出しておられますけ

れども、いずれにしても、団体規制、これは必要

おりまして、民主党の皆さん方にも修正によりまして御賛同いただいたことは大変ありがたいと感謝いたしております。

本法案では、オウム真理教の活動状況を公安調査官や警察職員による厳重な監視下に置き、立入調査を含めた調査を行うことができる旨定めております。その危険性の増大の兆候が見られた場合には、再発防止処分というより強い規制に移ることができるることにもなっておりました。また、調査による情報は地域住民にも伝わる手段が講じられており、再発防止処分と並んで、したがいまして、地域住民の皆さん方が今しておられるような二十四時間の監視活動等、そういうふたものは基本的にその必要がなくなるものと考えております。また、多くの国民の皆様方の不安を取り除くことができるものと考えておる次第であります。

○角田義一君 住民は決して住民工ゴでやっていわけではないのでございまして、例えば、仮に何らかの方法でオウムの使っております土地、建物を藤岡市が取得をして、どこかへ行ってもらうというようなことがあったといたしましても、これはAという市から今度はBというところへ移つていくわけで、そのBというところはまた同じ悩みを抱える、あるいはBからCへという同じ悩みをみんな抱えるですから、このところを抜本的に解決しなくちゃいけないんじやないか。

先ほどから、いろいろ出ておりますいわゆるオウム信徒といわれる人たちの更生あるいは社会復帰、そういうことについて、アフターケア、これはやっぱり真剣に考えなくちゃいけない。法務省には保護局があるわけですけれども、これは犯罪者あるいは刑期を終えた者に対する更生保護でございますけれども、少し若干これは違うと思いますが、それなりのノウハウを持つておるわけですね。それをきちっと生かす。あるいは他の省庁の協力を得ながら、ここをしつかりやりませんと、それはもう信徒はジブシーのようになつて日本じゅうをうろちょろうろちょろして、うろちょろと言つては悪いけど、物議を醸すだけで本質的な

解決にならないじゃないか、こういう心配をちやんと住民は持っているんですよ。これは決してエゴじやないんです。そこまで考えながら、どうたらいいのか。国はそのところをしっかりと、それは国しかないじゃないかと、できるのは、こういうふうに問題提起をしているわけですから、これは法務大臣としてそのところは深刻に私は対応しなきゃいかぬと思ひますけれども、いかがですか。

○國務大臣(田井口由男君) 今、委員官指摘のとおり、信徒が追い出されるたびに右から左に移動するというふうなことであつてはやっぱりいかぬと思います。

現在、御審議をいただいております本法案によりまして無差別大量殺人行為を行つた団体に対する規制を設けることは、団体の活動に対する対応策として急を要する大変重要な事柄でござりますが、他方で、その規制の対象となりました団体の構成員等の社会復帰等に資する体制の整備などを施策を講じることも社会的に大変重要なことでございまして、衆議院法務委員会における附帯決議に盛り込まれておりますとおり、政府として取り組むべき大切な課題であると理解をいたしております。

現在、オウム真理教の信者やこれを脱会した元信者の社会復帰等に役立つ対策につきましては、政府全体として、関係省庁間で連絡を図りつかねてから取り組みを強化すべく関係省庁間で協議を続けているところでございます。これからも一層努力をいたしてまいります。

○角田義一君 それから、この法案によりますと、三ヶ月ごとに例えば観察処分になりますと当該オウムの団体がいろいろな情報をきちっと公開しなきやならぬようになつておるのでござりますけれども、住民サイドあるいは行政サイドからいふと、何も三ヶ月に区切らないで、的確な情報は隨時提供してもらいたいという願望が非常に強いということです。それが一つ。

それからもう一つは、変な話ですけれども、才

ウムが来たことによって実は地方自治体、関係自治体は大変な出費、金がかかっているんですよ。はつきり申し上げて。

それで、例えば藤岡市では市民安心課といううなものをつくっている。日本に一つしかないですよ、安心課なんというのは、安全というのはあるんだけれども、安心課なんというのはない。安心させなきやならぬから安心課というものをつくって、そしていろいろな対応をしている。もちろん専従の職員をそれへ張り付けるわけです。

そういうことを考えますと、このためにかなりの出費も実はしなきやならぬということになるけれども、法務大臣は閣僚の一員として、その辺のこともやっぱり面倒を見なくちやいけないという認識というか問題意識をお持ちなのかどうか、そして、それに対する対応も考えなきやいかぬです。ちょうど、ちょっとそれを聞きたいと思うんです。

○國務大臣(臼井日出男君) 今、委員御指摘をいたしました問題でございますが、自治体に対する情報提供につきましては、今お話しのとおり、大切なことでございますので、適切に要望に向けて対処をいたしてまいりたい、このように考えております。

また、後半の自治体の負担等のお話でございますが、現在オウム真理教の関連施設が設けられてゐる各地域の地方自治体におかれましては、オウム真理教がみずから実行した無差別大量殺人行為に対する反省の念を全く表明せず、危険な体質を維持しながら各地に進出してゐることに対応する住民の方々の大きな不安と危惧の念を背景に、さまざまなものと推察をいたしてゐる次第でございます。

まずは御審議いたしております本法案が国会の御理解を得て一刻も早く成立をいたしまして、施行され、住民の方々の不安を解消、緩和するところが必要でございます。それによつて自治体の負担も軽くなる、こう思つわけでございますが、今

○角田義一君 今回の法律を見ますと、先ほど同僚議員からもいろいろ御指摘もありましたが、やはり警察というものに対して相当強大、強力な権限を付与することになるわけであります。したがつて、警察に対する国民の信頼というものがそこの基底になければならぬと思つております。

長官、きょう来てますから、私あえて聞きます。すけれども、私どもは、第一線のほとんど、九七、八%の警察官、お巡りさんと言われている人たちは本当に私は一生懸命やつてあるというふうに信じておりますし、現にやつてあると思います。

しかし、警察庁長官、今回の神奈川県警、不祥事なんというもののじやないよ、これは、警察が犯罪集團になつちやつたんだ、はつきり言つて。県警本部長が首謀者じやないですか。こんなことは今までの日本の警察史上例がないですよ。こういうことで、また改めてこのオウムについて私ども大変な警察に対し権限を与えるんだよ。法案について今やつているんだよ。この不祥事をどういうふうに感じているか、まず長官の見解を聞きたい。

○政府参考人(関口祐弘君) 委員御指摘のとおり、最近神奈川県警におきましていわゆる不祥事が相次いでいること、まことに遺憾に存するところでございます。中でも、当時の警察本部長であるいはまた幹部の警察官が犯人隠避、そしてまた証拠隠滅ということに関与をいたしたものとしまして刑事案件として立件送致をされるというふうな事態に至りましたこと、まことに前代未聞の出来事と申しますか、私どもとして深刻に事態を受けとめているところでござります。

○角田義一君 田中角栄という元総理は前総理であつたけれども逮捕されたんだよ。逮捕されたんだ。あのときの衝撃を私は一生忘れませんよ。果

たして総理大臣の地位にある者を捕まえていいのかどうかと私自身も考えた。しかし、日本の検察は少なくとも、法のもとの平等、前の総理大臣であろうとやつぱり捕まえるべきは捕まえる。捕まえた。

今度はどうですか。犯人隠避、証拠隠滅ですよ。これはみんな共謀でやっているんだ、共謀で、九人で。分離分割して逮捕して供述をとるというのが捜査の王道ですよ。初步ですよ。そんなことを警察がわからないはずはないんです。だれ一人捕まつていいんじゃないですか。だれ一人逮捕しないで、そして送致している。

逮捕しない合理的理由を言つてくださいよ。

○政府参考人(関口祐弘君) 御指摘の事案、実は三年前のこと案でござりますけれども、神奈川県警におきましてこの九月以来調査あるいは捜査を進めてまいりまして、多数の関係者から情報を聞き、あるいは証拠を精査するという作業を進めましたのでありますけれども、こうした多くの関係者の供述や証拠から全容を明らかにするに至つたというふうに判断をいたしまして、元本部長を含む関係被疑者を送致したというふうに報告を受けております。

○角田義一君 私が尋ねているのは、なぜ、例えば元の県警本部長、これは首謀者だ。この身柄をとらないでやれた合理的理由を説明してください。

○政府参考人(関口祐弘君) 神奈川県警におきましては、今回の事件を厳正に捜査する中で、いわゆる逃亡なり、あるいは証拠隠滅のおそれなど、逮捕の必要性について慎重に検討した結果というものを聞いております。

○角田義一君 そんなことあなた言つたってだれも信用しないよ、国民党は。警察は身内に甘いんだ、あれだけ悪いことをやつてもだれも捕まらないんだと。そういうことで本当に国民の信頼を得られると思いますか。やはり、田中角栄さんは元総理大臣だったけれども、捕まえるときには捕まえたんだ。角栄以上だ、本部長の地位はというこ

とになつちやうじやないですか。

そんなことであなた、国民の信頼を得られると思つてゐるのか、長官として、そこを聞きたいた。

○政府参考人(関口祐弘君) 今回の事案で国民の信頼を著しく損なつてゐること、もう私強く感じてゐるところでございます。

そうした中で、神奈川県警として捜査を遂げて立件送致をする、刑事案件として送致をするということをいたしたわけでございます。そしてまた、私どもとしては、こうした刑事案件の送致というものもさることながら、またそのほかの諸対策を講じることによりまして、国民の皆さん方の失われた信頼の回復というものをせひとも回復をしてまいりたい、かようと考えてゐるところでございます。

○角田義一君 いいですか。この事件の捜査権は、捜査の指揮官はだれかといえば、今の神奈川県警の警察本部長ですよ。この人が捜査の責任者でしよう、当面の。検察庁はこっちに置いて。あなたが任命したんじゃないですか。みんなキャリアでしようが。

あなた、警察庁長官としてこれだけの事件が起きて、ではどういうふうに指導したんですね。全部下に任せてしまひました。この人が捜査の責任者でないでやれた合理的理由を説明してください。

○角田義一君 いいですか。この事件の捜査権は、捜査の指揮官はだれかといえば、今の神奈川県警の警察本部長ですよ。この人が捜査の責任者でしよう、当面の。検察庁はこっちに置いて。あなたが任命したんじゃないですか。みんなキャリアでしようが。

あなた、警察庁長官としてこれだけの事件が起きて、ではどういうふうに指導したんですね。全部下に任せてしまひました。この人が捜査の責任者でないでやれた合理的理由を説明してください。

○角田義一君 いいですか。この事件の捜査権は、捜査の指揮官はだれかといえば、今の神奈川県警の警察本部長ですよ。この人が捜査の責任者でしよう、当面の。検察庁はこっちに置いて。あなたが任命したんじゃないですか。みんなキャリアでしようが。

あつた可能性があるということで、県警におきまして特別チームを編成して捜査をしているとの報告を受けたわけでございます。

当該報告を受けまして、警察庁にいたしましては、早急に事実関係を解明し、厳正に対処するよう指導を行いまして、それを受けて県警において捜査を尽くし、去る十一月十四日に地方検察庁に書類を送致したというものと承知をしておりま

す。

○角田義一君 今、の厳正に対処しろという中には身柄をとれということが入つていてるんでしよう。どうなんですか。

○政府参考人(関口祐弘君) 警察庁としましては、今申し上げました九月二十二日に本件事件を認知後、厳正な捜査を指示してたところでありますけれども、具体的な個々の事件の捜査の方針とか手法につきましては、その捜査の主体である府県警察の責任において判断すべきものでありますけれども、常識的な個々の事件の捜査の方針とか手法につきましては、その捜査の主体である府県警察の責任において判断すべきものでありますけれども、常識じやないか、そんなどあるんだから、二十一世紀を任す警察が。そのくらい民主党としては、あなたの出處進退を含め、この問題については深刻に考えてるというふうに思つてます。どうぞ、長官御退席ください。答弁は要りません。

それから、最後、七分残つてますので、法務大臣にちょっとと一つお願いがございますので、質問をいたします。

○角田義一君 少なくとも常識的に言つて、厳正な対応をしろということは身柄をとることまで含んでやるということですよ。常識じやないか、そんなどあるんだから、二十一世紀を任す警察が。そのくらい民主党としては、あなたの出處進退を含め、この問題については深刻に考えてるといふふうに思つてます。どうぞ、長官御退席ください。答弁は要りません。

○政府参考人(関口祐弘君) 本件の事件処理に関しましての警察庁の指導というのがどういうことでしたのかといふお尋ねかと思ひますけれども、警察庁としましては、本年の九月二十二日に本件事案を認知した後に神奈川県警察に對しまして事実関係と今後の対応について報告を求めたところ、捜査の過程におきまして犯人隠避に当たる行為が

された信頼というものを一日も早く回復することであらうというふうに考えております。そのため

全力を尽くしてまいりたいと思います。

○角田義一君 これはまたあなた、そうやつて居直るんなら居直るでいいですよ。予算委員会もそ

のうち開かれることだから、徹底的にやらしてもらいます。あなた、おやめにならないと言つた

の、自治大臣ですかから、その国家公安委員長でもら、あなたを任命しているのは国家公安委員長で

あります。あなた、おやめにならないと言つた

速の運転をしておるわけですよ、新幹線を運転しているわけです。それで、例えば大阪から東京へ来てほっこり休む、そしてまた運転して帰るわけです。その息抜く時間も天井の監視カメラが監視していると、笑い事じゃないけれども、運転席に戻つてやつとほつとするというんだから、逆じゃないですか。

いいですか、運転するときは緊張しなきやならないんだ。少なくとも休憩時間ぐらいはのんびりしていいんだなと、これ人情でしょう。それを常に二十四時間監視体制の中に置くということになれば、東京弁護士会はこれに対して人権侵害だと言つて警告を出して、撤去しないと言うのは私に当然だと思うんです。

それに対して、この東海旅客鉄道株式会社は、まずその弁護士会の事実調査を拒否した。それから、まだこの警告に全然従わない。そして、そのままこれをつけてつけ放し。こういう深刻な状態が九年も続いているんですよ。毎日運転手さんは、これはもうノイローゼになると、こういう状態が起つていて。

もし私は、こういう精神状態が長く続いて、それから事故で直結したら一体どうなるかといふことになれば、これは先ほど江田先生がどうも法務省の人権擁護局がけしからぬところもあるらしいが、けしからぬところもあるんでしよう、あらんと思う、多いんだと。しかし、これは例えば、東京法務局の人権擁護局あたりに恐らくそのうち私は提起されると思うんです。そしたら、法務省としてこれから問題が提起されて何にもしないというわけにいかないでしよう。どうですか。まずそこです。

○國務大臣(臼井日出男君) 委員ただいま御指摘をいただきました件については、具体的な事実関係を承知しておりませんので、私から意見を申し述べることは差し控えさせていただきたいと思います。

なお、一般的に申し上げますと、委員御指摘のような事件においては、被害を受けたとされた

方々からの具体的な事実を踏まえた被害申告が人権侵害事件として調査する上で重要なことです。委員御指摘の件につきましても、法務局に対してそのような申告がなされれば人権侵犯事件として調査をするなど、人権擁護機関としての適切な対応をするものと承知をいたしております。

○角田義一君 恐らくこれは近い時期に、管轄は東京法務局になると思いつますから、申し立てがなされると思いますが、実は運輸省もこのカメラを見に行つたんだけれども、だまされて、行つたときだけどこかにカメラが隠されて、帰つたらまたやられたんですよ。今それで証拠隠滅じゃないけれどもそれがやりだから、どうしようもないよ、これはつといたら。

私は、はつきり申し上げますけれども、さつき非常に深刻な事案でありますから、今、大臣は具體的な事案についてはどうのこうのと言つたけれども、これが出来たら整整々と公平に手抜かりなくとであつて、これだけの私は不當なる人権侵害がござります。もう一方で、ある新聞なんか見つきましたは、公明党でも随分議論をして我々も悩んで提案をさせていただいているわけですから、この議員提案も含みます「法案につきまして質疑を行います。

一つには、オウム真理教団に対する社会的な不安というのをこの二法案によつて本当に解消できるのかという、そういうこれで十分なのかという思いがあります。もう一方で、ある新聞なんか見つきましたは、宗教の自由よりも公共の福祉優先だというそういう話であります。しかし私は、そういう話ではないと思います。

我々も、この法案を議論する際には、過去の戦前の宗教弾圧を踏まえた今の憲法における宗教の自由の保障ということを最大限考えなければいけないと。間違つてもこの法案が拡大解釈あるいはひとり歩き等によって、そういう宗教に対する弾圧、規制等につながることはあつてはいけないと、その両方をぎりぎり考えたわけですね。批判をするのはこれは簡単なわけでありますけれども、一方でオウム対策、一方で宗教の自由を厳然と守るという、この両方をきちんとするのが政党、政治家の責任であるという、そう考えて我々は今日に至つたわけでございます。

そういう前提で、まず大臣にお聞きをいたしますが、団体規制法案につきましては、政府案が衆議院の段階で民主党も含めて修正案の提示で修正になつたわけであります。一般的に言えば、ベストだと思って政府案を出したわけでありますから、そういう意味からすると、使い勝手が悪くなつたということも一般的に言えば言えなくもないわけですね。

大臣は、今回、衆議院において野党も含めて修

産財團に属すべき財産の回復に関する特別措置法案及びサリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○荒木清寛君 公明党の荒木でございます。

私は、団体規制法案につきまして質疑をさせていただきます。この議員提案も含みます「法案につきましては、公明党でも随分議論をして我々も悩んで提案をさせていただいているわけですが、本法案につきましては衆議院において五点にわたる修正がなされたものと承知をいたしております。この修正によりまして、本法案が国民の生活の平穏の確保を目的とするものであること、対象団体が事実上オウム真理教に限られることがより明らかになるとともに、公安審査委員会による観察処分の決定及びその取り消しに係る判断の適正が一層確保され、また五年ごとの、国会において多様な観点から本法案の廃止の是非も含めた見直しのための議論がなされることとされています。

それで、今度は民主党、公明党の修正案提案者にそれぞれお聞きをいたしますが、先ほど第一条の目的の修正のお話もありましたけれども、私はむしろ、この附則の「五年」とに、「廃止を含めて見直しを行う」というところが一番ポイントではないかというふうに考えるわけなんです。この附則の修正について、どういう意味合いにおいて見直しを行つてこのようないい修正案を提案をし可決をしたのか、それをお聞きをいたいと考えます。

○衆議院議員(北村哲里君) 先ほど荒木委員が宗教の自由の大切さについて述べられました。私も、この法案が国民の権利に重大な影響を及ぼしかねない法律であるということを強く認識しております。

そこで、政府案に対し私ども修正を求める点は五点ありますけれども、その目的は、やはり団体を限定し、すなはちオウム真理教に対する対策、臨時措置法的な意味であるということを打ち出すために、団体の限定、そして乱用をできないようにいかに歯止めをつけるか、そして実効性をいかに高めるか、そして最後に、こういう劇薬的な法律は用が終わつたらもう早く終えたいとい

う、そういう目的のもとに限定を加えるというごとに五点の修正をしたわけですね。ですから、第一点では、目的条項で、一つは「国民の生活の平穏」と挙げ、さらに「サリンを使用するなど」というふうにして目的を、対象団体を限りなくオウム真理教だけに限りたいとう、しかも一般法としての体裁を保つという形をとりました。

第二点目が、過去十年にさかのほってそれ以前

のものには適用されないというふうな形にしました。

これは、このオウム真理教の事件が過去十年前には坂本事件がありました。それからずっと今日に至るまで一貫して同じ目的のもとに行われてきただいで、これをそれ以外の団体には及ぼさないということにしました。

三番目に、すなわち公安審査委員会の乱用禁止といふために、当事者から公安審査委員会に対し報告をし、また直後にもその報告をするという方法をとりました。それは乱用禁止の目的でありますよということに対しても取り消しで取り消しの申し立てができるというふうな形になりました。

四番目に、公安審査委員会の乱用禁止のため

に、事前に対象物件というものを公安審査委員会に出し、かつ現実に立入検査をする際には直前に報告をし、また直後にもその報告をするという方

法をとりました。その結果、それがいつでも取り消しの申し立てができるというふうな形になりました。

五番目に、まさに大事だと言われた、こ

ういう法律をいつまでも置いておくと、これだけのかなり厳しい法律であるならば五年もたてば目

的を達成できるだろう、またできないような法律

ではないというぐらいのつもりで、

そういう決心で五年たつたらちゃんと廢止を含め

て見直せと。そうでないと、法律がひとり歩きを

してオウム真理教でない別の団体までに適用され

て、国民の権利侵害が一般的になつてしまふだろ

うと。そういうことを防ぐために五年の期限立法

を求めている。しかしながら、このオウム事件がこんな法律をつくつても五年で終わるとは限らな

い。すなわち、麻原事件なんかを見ても、五年で

第一審だろう、最高裁まで行くには十年だらうと

いうこともあって、今五年で完全に区切つてしま

うとやはり不安が残るということで廃止を含めて

見直しをすると。

そういう五点の修正によって、かなり難しい法

律を限定した、がんじがらめにしたという意味が

あります。

以上でございます。

○衆議院議員(上田勇君) 今、荒木委員から御指

摘のありましたように、この法案が与党三党に加

えまして民主党を含めた協議の結果、四党賛成の

上で可決したということの意義は大変大きなもの

があるというふうに認識をしております。

修正の内容につきましては、今、北村先生が述

べたとおりでございますが、私どもといたしま

ては、今回のこの修正案、政府が提出しました原

案の目的やまた期待された効果、そうしたものに

ついては基本的に損なうことなく、立法の趣

旨、緊急特例的であるという趣旨や手続をより明

確にできたものというふうに認識をしておりま

す。

とりわけ、今、荒木委員からお話をありました

五年ごとの見直し規定につきましては、本法案が

あくまで緊急特例的な措置であるという趣旨を明

確にするべきであるというような議論は、与党三

党の中で議論してきた際にもその必要性について

このことは周知の事実でございまして、本法案

は、事実上このような教団の現状というものをお念

頭に置きまして、当面の緊急の措置として、無差

別大量殺人行為の結果の重大性、事前防止の困難

性及び反復性というその特性にかんがみ、過去に

無差別大量殺人行為を行い、かつ現在も危険な要

素を保持している団体に対し、その危険性の程度

を把握するための観察処分及びその再発を防止す

るための処分を行うことができる仕組みを設け、

もつて公共の安全の確保のために寄与することを

目的としてつくつておるわけでございます。した

がいまして、この法案は事実上オウムだけを指

している、このように考えております。

しかし、法規範的一般性、抽象性からオウムの

ための法案と名指しで行うことはしなかつた、こ

ういうことであります。

○荒木清寛君 そこで次に、公安調査庁長官にも

お越しいただいておりますので、過去から現在に

至るまでのオウム真理教の危険性について総括的

な説明をお願いいたします。

○政府参考人(木藤繁太君) オウム真理教につきましては、平成二年一月の衆議院選挙に際しまして、その幹部が大量に立候補し落選したところから関心を持ちまして、その活動に注目していたところであります。

それであります、危険な団体であると認識して調査対象団体に指定したのは、松本サリン、地下鉄サリン事件が発生した後、麻原彰晃こと松本智津夫が逮捕された平成七年五月月中旬でございます。

かつたんでしょうか。

○国務大臣(白井日出男君) 今御指摘の本法案の立法の形等でござりますけれども、御承知のとおり、オウム真理教が過去に松本サリン事件、地下鉄サリン事件を始めとする前例のない凶悪な重大事件を相次いで起こしている。こうした中で、反省の意を全く示さうとしない。殺人をも肯定する危険な教義を保持するなど危険な体質を維持しつつ各地に進出をしている。多くの住民とも摩擦を生じている。国民に対して大変大きな不安や危惧の念を与えている。

このことは周知の事実でございまして、本法案

は、事実上このような教団の現状というものをお念

頭に置きまして、当面の緊急の措置として、無差

別大量殺人行為の結果の重大性、事前防止の困難

性及び反復性というその特性にかんがみ、過去に

無差別大量殺人行為を行い、かつ現在も危険な要

素を保持している団体に対し、その危険性の程度

を把握するための観察処分及びその再発を防止す

るための処分を行うことができる仕組みを設け、

もつて公共の安全の確保のために寄与することを

目的としてつくつておるわけでございます。した

がいまして、この法案は事実上オウムだけを指

している、このように考えております。

勢力を強めておりまして、教団としての力量を増

加させつつあると認められますので、これら事情を総合すれば、教団は危険な要素を保持しつつ、これを強めているものと認識しております。

○荒木清寛君 午前中の答弁も補足をしますと、

たまたま解散指定処分を請求した時期、判断され

た時期は、危険性がやや低下しておった時期で

あったというようなお話をあります。逆に言う

と、今はもっとそういう危険な兆候が出ていると

いう話かと思ひますし、また公安調査委員会の決

定書、棄却決定を見ますと、調査庁の出した証拠

のずさんさということもあります。

ね、新聞記事を出しているとか白抜き調査でありますとか。そういうことからしますと、またその後の事情変化もあるわけですから、改めてこの破防法でこの事案に対応するということは無理なんですか。

○政府参考人(木藤繁夫君) 現行破防法におきましては、団体規制処分の要件といたしまして、既に御指摘されておりますように、暴力主義的破壊活動を行つた団体が継続または反復して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるという非常に厳しい要件にしておるわけでございます。

現在のオウム真理教は、先ほど申しましたように危険性を増大させておるというふうに認められるわけでございまして、その危険性に対する、教団に対する国民の不安や危惧の念には依然として大きなものがあることは周知のとおりなのでござります。しかし、現時点における調査結果では、教団について危険性はあるもののさきに申し上げたとまでは断じ得ないということです。

そういうことから、緊急の措置といたしまして、教団の危険性の程度を明らかにしその増大を阻止するために対し観察処分、再発防止処分を可能にする法制を導入する必要があると考えました。本法案を提出いたしました次第でござります。

○荒木清寛君 そこで、この団体規制法案であります。破防法と同じく、公安審査委員会及び公安調査庁による規制の仕組みを採用しております。しかし、破防法の先ほどの団体規制は、平成七年五月に公安調査庁が調査団体に指定をした結果的に平成九年一月三十一日に団体規制処分の請求棄却決定がなされた、この間一年九ヶ月を要しているわけですね。しかも棄却されましたわけですが、そういう調査、審

査委員会という同じ枠組みの中でこの法案も成り立つておるわけですが、本当に迅速で実効性というものは極めて重要な問題であると考えております。他方、本法案による規制は結社の自由に対する制約を伴うわけでありまして、迅速性あるいは実効性とともに、やはり手続の適正が守られなければならないという要請もございます。

そこで、本法におきましては、公安調査庁長官が調査及び処分の請求を行い、これとは独立して公安審査委員会が決定を行うという仕組みをとつたわけでございます。特に、公安審査委員会につきましては、法律によつて独立して職権行使することが保障されており、また、その機能からして準司法的機能を有するものであります。处分の中立性、公平性を確保できるようにしているものでございます。

また他方、実効性、迅速性というのも極めて重要でございます。そこで、本法につきましては、現行破防法に基づく再度の規制請求を行うことは困難であると考えております。

そういうことから、緊急の措置といたしまして、教団の危険性の程度を明らかにしその増大を止めなければならないという規定を置くなど、手続の迅速化への配慮をする一方、実効性を確保するという観点から警察の有する情報力、組織力を活用できるような仕組みを取り入れているところでございまして、その意味で二つの要請はともに満たされています。

○荒木清寛君 そこで、この団体規制法案であります。破防法と同じく、公安審査委員会及び公安調査庁による規制の仕組みを採用しております。しかし、破防法の先ほどの団体規制は、平成七年五月に公安調査庁が調査団体に指定をした結果的に平成九年一月三十一日に団体規制処分の請求棄却決定がなされた、この間一年九ヶ月を要しているわけですね。しかも棄却されましたわけですが、そういう調査、審

げいただきました本法案は、過去に無差別大量殺人行為を行つた団体についてその活動状況を明らかにし、または当該団体による無差別大量殺人行為の再発防止という規制措置を課し、もつて公共の安全の確保に寄与することを目的とするものでございます。

その処分は、準司法的機関である公安審査委員会が個々の具体的な事案に応じ、その必要性に応じて合理性の認められる限度で選択をするものでございまして、その手続も団体から意見を聞いた上で証拠書類に基づいてなされる中立性、公平性の確保されたものでございます。

したがいまして、本法案によります団体規制は、結社の自由でございますとか、そういうものに対する制約でございますとか、そういうものに対する制約ではあるわけでございますが、公共の福祉により認められた必要かつ合理的な制約であるということはできまして、御指摘のような結社の自由ではないものと考えております。

○荒木清寛君 これはいわゆる経済的な自由ではありませんから、精神的自由、しかも信教の自由というのはその中核をなすわけであります。この言葉じりをとらえるわけではありませんが、必要なところをなすわけではありませんが、必ずしもおつしやいましたが、必要最小限の規制をかう合理的な規制というよりも、むしろ私は、先ほどもおつしやいましたが、必要最小限の規制であるということが一つ大事だと思いますし、また、今おつしやったその規制に至る手續の公正正直の担保ということもあわせて考えれば、ぎりぎりでございます。

○荒木清寛君 今、官房長からも結社の自由の規制を伴っているというお話をありましたし、また同じく信教の自由の規制も当然伴つておるわけでございます。

そういう意味で、このような人権に対する規制は憲法の保障に違反をするおそれはないのか、それが、憲法上の要請にもこたえているというふうに私も考えております。

そこで、大臣にもう一つお聞きしますが、この第四条に無差別大量殺人行為と、いうことがあります。

できないのか、それともそうではないのか。もし刑法裁判が確定をしなければいけないという話になれば、林郁夫被告は確定をしておりますが問題の松本智津夫被告人は係争中でありますし、刑法の分野では無罪の推定が働いているわけであります。そういう団体を無差別大量殺人行為を行つたと認定して規制していいのか。

しかし、その裁判の確定を待つておつては、何ら国民の不安の解消に役立たないということも一方明確であります。結局、だれがこのような認定を行うのか、またそのことは憲法上の要請になつておるのか、お答えいただけますか。

○國務大臣(臼井日出男君) 本法案で定める団体規制は、公共の安全の確保という観点から行われる行政処分でございます。過去に行われた犯罪についてその行為者に対する刑事责任を追及する刑事処分とは領域を異にする処分でございます。したがいまして、公安審査委員会が規制請求に対する判断として、本法案第四条の無差別大量殺人行為の認定を行つ場合において刑事案件の確定判決がなければならぬといふものではなく、みずから証拠に基づく認定を行うことができるのをご存じます。

○荒木清寛君 私もそうでなければいけないと思うのですが、ただ、この規制の内容からして、公安審査委員会の認定といいますか心証の形成も、刑事裁判に同じとは言いませんが、それに準ずるような高度度のそういう心証の形成がなければいけないというふうに思つんですね。その点いかがでしょうか。

これは、立入検査を拒んだ場合には次の再発防止処分に進むという不利益があるわけであります。これが公安審査委員会が決定するんですが、これが、住居の不可侵を定めました憲法三十五条の令

○政府参考人(但木敬一君) これまで再三大臣からお答え申し上げてますが、本法の対象とい

たしますのは過去に無差別大量殺人を行つてかつて現在もなおその危険な要素を保持している団体でございます。その団体につきまして、観察処分に付された場合であつて、しかも団体の活動を明らかにする必要がある、そういう場合に限つて観察処分の実施の一環として立入検査が行われるもの

ますと、立ち入った先で帳簿や書類を閲覧する」と、あるいは設備を見分すること、これらの行為は典型的な行為であります。そのほかにも、立ち入り先の建物の中で検査対象物が入っていると思われるロッカーをあけるように求める行為あるいは帳簿類の提出を求める行為、あるいは検査結果を明らかにするために必要かつ合理的な範囲内で設備や施設の写真撮影をする行為、それから事務所の見取り図を作成する行為、これらの行為は立

のような基準によってこれを選別したのか、これを説明していただけますか。殺人の予備等、犯罪になるようなものも含まれておりますが、必ずしもそうではなくて、暴行を加えようとしているとき等かなり広範囲のものがこの要件の中に入つておりますが、どういう基準でこれを挙げたんでしょうか。

○政府参考人(但木敬一君) 本法の第八条第一項は、御指摘のとおり、再犯防止処分の要件をさます

〇荒木清實君 先ほども公安調査庁長官からも話がありましたが、このオウム真理教はいまだに殺人を肯定するような教義を維持しているわけです。そういうことはまさにこの八条一項一号に該当するんじゃないかというふうにも思われます。

昭和四十七年の判例に則して申し上げますと
この立入検査は刑事上の処罰を目的とする手続
もありませんし、刑事案件の資料収集に直接結
つく作用を一般的に有するものでもございません
ん。

では刑罰が科されることになつておりますが、その強制の態様、程度はあくまでも再発防止処分を含めて間接的なものにとどまつておりますし、直接的、物理的強制と同視すべきものではないと考えております。

活動を明らかにしなければならないという必要性、公益性は極めて大きいものがございまして立入検査はこの目的実現の上で必要欠くことのできない手段であると考えております。これに対しまして、立入検査の拒否、妨害等について罰則を定めていますが、それはその実効性の確保の観点から十分合理性のあるものと考えております。

○荒木清寛君 この立入検査につきましては、公
安調査庁以外に警察職員も行なうことができるとい
う仕組みになつております。これはほかの行政目
的における立ち入りにおいて、同じように補助的
にといいますか警察官あるいは警察職員が同行で行
きる、あるいは立ち入りができるという例はある
んでしようか。これは異例な規定ではありません。
か。
○政府参考人(但木敬一君) 必ずしも異例とは由
せないと思います。

言うと、例えば五号の裁定。これは要するに布教活動として信者を勧誘する、そこに強制的な要素があるというような話ですね。七号でいうと、これは団体が急激に信者や施設をふやそうとしているという、これがどうしてそういう典型的に危険な兆候というふうに判断できるんですか。

○政府参考人(但木敬一君) 御指摘の第五号についてであります、これは無差別大量殺人に及ぶ主体的要件を整えていたという指標、徵表として考へておるわけでござります。これに該当すると

教義といふもののかそのまま維持されてしまつて、これを非常に強くあらわす行為類型でござります。この中に「しょうとしているとき」という要件が入つておりますけれども、これらはいずれも刑法的に申しますと予備の段階にあるという状況を指しているものでございまして、単なる内心の意思ではなくて外部的にあらわれたこと、それから内心の認識等を総合して予備段階に既に入つているという客観的な基準で認定するものでござります。

○荒木清寛君 続いて、第七条二項に、立ち入り検査があらかじめ審査官の発する令状によらないからといって憲法三十五条の法意に反するものとは考えておりません。

例えば最近の立法例で申しますと、債権管理回収業に関する特別措置法でも警察官の立入検査が認められております。その他、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律、あるいは核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等々、約十四例あると認識しております。

○荒木清裏君 次に、再発防止処分についてお聞きいたします。

この法案の第八条第一項各号に掲げる要件はどう

七号につきましては、人的、物的あるいは資金的要素が急激に増加するということは、それ 자체の危険性が急激に深化するおそれを抱かせるものであります。それと同時に、こうした急激な増加をいたしますとその危険性の程度を十分把握できなくなるという問題もございまして、そうい

○荒木清寛君 次に、本法案第二十一条の国会報告の規定の趣旨及び第三十二条の関係地方自治体への調査結果の提供への趣旨を説明していただけますか。

○政府参考人(但木敬一君) まず、本法二十一条の国会報告の規定の趣旨でございますが、本法案によります団体規制措置が憲法上の結社の自由に制約を課するものであることにかんがみまして、

う趣旨を含むものでございます。
その規制措置を執行する責務を有する政府が、国
權の最高機關である国会に対して毎年一回その施
行状況を報告することを義務づけたものであります。
これをもちまして、国会における本法の見直
しを含む多角的な検討に資することができるとい

統いて、第三十二条の地方自治体への調査結果の提供の趣旨でございます。

これは、公安調査庁長官が勧告処分に基づく調査の結果得た情報を関係公共団体に提供すること

に、住民の不安感を解消ないし緩和し、もつて国民の生活の平穏を含む公共の安全の確保に寄与す

○荒木清寛君 大臣に最後に二つお聞きします

その子弟に対する就学拒否の問題につきまして、先ほどもありましたが、どのように大臣として考

えているのか、取り組んでいくつもりなのか、お聞かせください。

○國務大臣(三井田出男君) オウム真理教の信者の住民登録拒否、子弟の就学拒否等の問題につき

一方、住民の平穏で安全な生活の確保という住民側を受ける権利等信者側の人権にかかわっている一

の人権にもかかわるものでございまして、まずもつて本法の実施によりまして住民の不安の解

消、緩和を図った上、その解決に当たりましては、これらの点に十分配意しつつ、政府全体とし

て総合的な視点から白石に対処していく必要がある」と考えております。

帰問題につきましても政府全体として全力を挙げて取り組んでいくべきと考えますが、法務大臣の

○國務大臣(白井日出男君) 今、委員お話しをいたしましたとおりでございまして、団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体に対する一定の規制措置を設ける一方で、これによる規制

の対象となつたオウム真理教の信者やこれを脱退した元信者の社会復帰に役立つ対策を講じるということは社会的にも重要なことでござります。この問題につきましては、ただいま委員お話しのとおり、政府全体として関係各署間で連携を図りつつ、かねてから組織を強化すべく関係省庁間で協議を続けてまいっているところでござります。今後とも努力いたしてまいります。

○荒木清亮君 終わります。

○橋本敦君 今回の政府案につきましては、オウム対策ということで出されているわけですが、法務大臣も衆議院本会議の十一月五日の答弁で、オウム真理教の現状を念頭に置いて、当面の緊急対策として、破防法の規制そのものとは異なるけれども、破防法を背景に、準拠しながら新たな団体規制制度を設けたものだという趣旨の御答弁をなさいました。

そういう立法が果たして許されるかどうかということについて、私どもは極めて批判的で反対の態度をとつておるんであります。それは結論として後で触れるとして、そもそもこの事件について振り返つてみる必要があると思うわけであります。

オウム真理教とその関係者は、一九九四年の六月に松本サリン事件を起こしました。翌九五年の三月には、ついにあの凶悪な地下鉄サリン事件を引き起こしたわけであります。猛毒ガスサリンを発散させる、不特定多数の国民を無差別に殺傷する、まさに我が国犯罪史上例を見ない悪質さわる犯行だということは言うまでもありません。

この松本サリン事件から地下鉄サリン事件に至る九カ月の経過を振り返つてみますと、私どもは、当時国会で、坂本弁護士殺害事件、あの事件が起つたときから警察の厳しい捜査も要求してきました。また、松本サリン事件では、その直後に上九一色村のオウム施設の第七サテインの周辺で異臭事件が発生したこと、御記憶があると思いますが、警察がそれを鑑定した結果、サリン残渣物が発見されたということも当時明らかに報道もさ

れました。だからしたがつて、当然警察は厳しい強制的な捜査を含む断固たる捜査を遂げなければ重大な犯罪を予防することもできないということです、捜査のおくれを許してはならぬということ何度も国会で厳しく私どもは指摘してきたわけであります。

そういう経過に照らしても、このサリンを利用してした凶悪な犯罪には極めて厳格な処罰の体制を新たに設ける必要があるということも含めて、そういう警察の捜査のおくれの反省も含めながら成立したのが、全会一致で九五年四月成立のサリン人身被害防止法ではなかつたかと思ひますが、警察として、このサリン被害防止法の提案の理由、その背景等、どう今お考えになつていらつしやいますか。刑事局長からお考えを聞きたいと思ひます。

○政府参考人(林則清君)　ただいま委員御指摘のように、サリン等による人身被害の防止に関する法律、いわゆるサリン法は平成七年四月に成立了ことは御指摘のとおりでございます。

この法律は、当時、サリンによつて不特定多数の人を無差別に殺傷するという今御指摘のあつた我が国の犯罪史上例を見ない残虐さわまる犯罪が続発、続発といいますか統いて発生し、社会に重大な不安を生じさせたという情勢にかんがみ、サリンの発散、製造、所持等について重い刑罰を定めるとともに、その発散による被害が発生した場合において警察官等がとるべき措置等について所要の規定の整備を行つたものというふうに承知をいたしております。

○橋本敦君 参議院地方行政委員会の平成七年四月十九日でも、当時の国家公安委員会野中広務委員長は、この提案理由説明についても、今お話がありましたがけれども、最近、サリンと見られる猛毒ガスによつて不特定多数の人を無差別に殺傷するという我が国の犯罪史上例を見ない残虐さわまる犯罪が発生し、社会に重大な不安を生じさせているところであります。そこで、この法案は、この実情を踏まえ、サリン等、サリンに準する強い

毒性を有する物質の製造、所持を禁止するとともに、これを発散させる行為についての罰則、その発散による被害が発生した場合の措置等を定め、もつてサリン等による人の生命及び身体の被害の防止並びに公共の安全の確保を図ることを内容としておりますと提案理由を説明されました。そのおりだと思ふのであります。

そして、このサリン防止法の具体的中身を見ますと、今少しお触れになりましたけれども、サリンの製造、輸入、所持を重大犯罪として規定する、同時にサリンの発散、製造等の未遂、予備、これを提供する、土地、建物を製造のために提供する、それ自体重大な犯罪というところで処罰の対象として規定をしたという仕組みになっていることは間違ひありませんね。

○政府参考人（林則清君） 御指摘のとおりでござります。

○橋本敦君 それで、しかもこのサリン防止法では、第三条では、製造等の禁止ということで、何人も製造あるいは所持、譲り受けをしてはならないということを決めておりますが、同時に第四条では、警察官等は、サリンの疑いがある物質の発散により人の生命または身体の被害が生じております、または生じるおそれがあると認めるときには、その被害に係る建物、車両、船舶その他の場所への立ち入りの禁止、またこれらの場所にいる者の退去、サリン等を含む物品その他被害に係る物品の回収、廃棄、その他被害を防止するためには必要な措置をとらなければならない、こう言つて厳密に防止措置をとることも決めているわけであります。

この第四条に基づいて、こういう規定に基づいて、サリン発生防止のために、その具体的なおそれがあれば、今私が指摘したような立入調査あるいは回収、そういうた措置がそれようになつていることも間違ひございませんね。

○政府参考人(林則清君) 御指摘のとおりでござります。

○橋本敦君 ですから、このサリン防止法自体は、残酷な凶悪犯罪であるサリンという、そのことの製造から発散、そのための施設の利用等を含めて厳重に対処するという措置をとっているわけあります。これらの法律が個人の行為だけ处罚するということなのか、集団で共謀共同正犯と言われる形での意思を相通じてこういうことをやることについても防止をするという機能も持つものなのかな。その点、警察庁のお考えはどうなんですか。

○政府参考人(林則清君) 刑法に基づいて、事実と証拠によりまして共謀が認められれば共犯が成立することは、通常の法律でありますから当然のことであると思います。

○橋本敦君 当然のことですね。しかも、第七セティアンの状況を見ても、個人で、一人あるいは二人でサリンを製造するというようなそんなことはできるわけはないわけですよ。だから、サリン犯罪というのは、本来的に共同でまさに団体的行動として製造し発散する、そういう構図をとつてきただことはオウム教団の事件自体がもうはつきり物語つておるわけですね。だからしたがって、全会一致でサリンの防止という重大な社会的目的を持つたこの法律をつくった。その法律を合理的に今後のサリンの防止のためにきちっとこれを検討して使うというのは、それはそれとして大事な法的な方向あるいは筋だというように私は考えますが、警察庁はどうですか。

○政府参考人(林則清君) オウム真理教等が現実にこういうものを使った場合に、この法律に基づいた措置をとることは当然であります。それが、サリン防止法だけよいとは言つていませんよ。しかし、このサリン防止法が今言つたような構造と目的とそして態様を持つて、そういう

法律が全会一致でできているんですから、今ある方がおつしやったような予防的措置をさらに深められるということの検討を加えて改正をするといふことがあります。暴対法の三十三条ではどういうことができる

そしてまた、そういう改正について今指摘されたような問題も含めて国民の不安や期待にこたえる方向で検討するというのがこれが当然の私は立法の筋じやないかと思うんですね。

そもそも犯罪の予防ということ、防止ということ、これはまさに警察法に規定された警察の一一番大事な重要な任務じやないですか。そうしてようが責任を負うのか警察法ではっきり書いています。これはもう間違いないところじやありませんか。

だから、そういう意味ではサリンという凶悪な犯罪の今後の予防について、社会の不安をなくし地域の住民の不安にこたえてこれを防止していくことについても警察が重要な責務を担つてその任に当たるというのが筋として当たり前だとしている。これはもう間違いないところじやありませんか。

○橋本敦君 そうですね。

そこで、対象となる暴力団の指定はどこが行なわれますか。

○政府参考人(林則清君) 警察は、現行法に基づく権限の枠内において国民の生命、身体、財産を守るべく活動をするところであります。

私は思いますが、警察のお考えはどうですか。

○橋本敦君 そうですね。

そこで、対象となる暴力団の指定はどこが行なわれますか。

○政府参考人(林則清君) 厳重な手続を得て公安委員会が行うことになります。

○橋本敦君 ですから、オウムに対する対策でも、本来犯罪の予防、防止に責任を負う重大な官

府である警察がその職務を遂行する上で、この暴

力団に対する対策では、公安委員会が指定をし、その指定に基づいて警察がこの暴対法の手続に準拠して立ち入りして調査をする、報告も求める。そういうことができるようにになっているわけですから、だから

サリン法とこの暴対法とを合わせた形で合理的な法律をつくるというのが私は基本的に大事な筋だし、警察の本来の任務を遂行する上で非常に大事な課題だと思っています。

○橋本敦君 そこが話の筋という意味で私と違うところなんですね。私も現在のサリン法だけいいとは言つていませんよ。だから、このサリン法のな理由はおつしやいませんでしたが、警察

はなぜ必要なんだと思っているんですか。

○政府参考人(林則清君) 今、先生の方から暴対法の話がございましたが、現行の暴対法は、個々の暴力団がそれぞれ暴力団の威力を利用して反社会的な行為を行うことが常態であるとい

定して、その暴力団の行動、その構成員に對しては、警対は厳重に対処ができるようになつていますね。暴対法の三十三条ではどういうことができるようになつていますか。

○政府参考人(林則清君) 三十三条におきましては、指定暴力団に対する報告の聴取、立入検査につきまして、この法律の施行に必要があると認めることはこの法律の施行に必要な限度においてそれを行使することができるとされておるところであります。

具体的には、その目的は、事務所使用制限命令等の暴対法上の处分を行うための事実の確認、資料の収集等を目的として行うということになります。

○橋本敦君 そうですね。

そこで、対象となる暴力団の指定はどこが行なわれますか。

○政府参考人(林則清君) 厳重な手續を得て公安委員会が行うことになります。

○橋本敦君 ですから、オウムに対する対策でも、本来犯罪の予防、防止に責任を負う重大な官

府である警察がその職務を遂行する上で、この暴

力団に対する対策では、公安委員会が指定をし、その指定に基づいて警察がこの暴対法の手続に準拠して立ち入りして調査をする、報告も求める。そういうことができるようにになっているわけですから、だから

サリン法とこの暴対法とを合わせた形で合理的な法律をつくるというのが私は基本的に大事な筋だし、警察の本来の任務を遂行する上で非常に大事な課題だと思っています。

○橋本敦君 そこが法案をめぐつての重大な論争点であり、議論の大重要なところなんですね。

それで、私たちには、団体規制ということを基本とする破防法を使ふんじやなくて、サリンを発散させた凶悪なオウム集団ということに対象を具体的に特定することがまずは一つ大事であること

と、そしてその上で、全会一致で成立したサリン法、全会一致で成立した暴対法、この手法で、新しくサリンによつて凶悪なオウム集団が再び策動し、住民を不安に陥れ、また犯罪を発生させることがないようにするために、必要な報告を求める

こと、そしてその報告を拒否すれば立入調査がで

為をとらえて規制を行つという仕組みになつておるわけあります。

それから、サリン法の方もございました。サリン法は、先ほど話がありましたように、サリンの製造、所持等を禁止するとともに、これを発散させた場合の措置について定めている。

きること、そしてその立入調査を妨害するようなことがありますれば、さらにそれに対しても犯罪を起こす可能性またはおそれがあると認定した場合には、建物やあるいは物件や、そういうしたものについて厳しい対処をすることができるということを私たちは提案をしているわけですから、基本的に防犯手法を使わなくとも、まさに警察本部の任務に基づいて今あなたがおっしゃつたようなそういうことを提案しているわけですよ。

るいは平成七年の地下鉄サリンといった凶悪事件の発生前には、残念ながら危険な団体として本格的調査を始めるだけの合理的な根拠を十分把握することができなかつたわけでございまして、結局、調査対象団体に指定して本格的な調査をするに至つたのは地下鉄サリンの発生後ということございます。

しなきやならない、こう思つたんです。
きょうの東京新聞によりますと、公安調査庁が
市民運動を破壊団体扱いにしたことで、九
六年度の内部文書によれば、ベンクラブさえも対
象になつてゐるという重大な記事が出ています
ね。「公安調査庁が市民オンブズマンや環境保護
団体など広範な市民運動を調査するよう全国の下
部組織に指示し、実態把握に乗り出していたこと
が」「同庁の一九九六年度の内部文書で明らかに
なつた。」と報道されています。調査指示項目に

法及び公安調査庁に安心して私たち任せるわけにはいかないじゃありませんか。きょう新聞で大きく報道されたこのような事実があるのかどうか、答えてください。

○政府参考人(木藤繁夫君) 本日の朝刊の報道に係る文書につきましては、当庁の内部で作成されただ可能性をも含めて、答弁を差し控えさせていただきたいと存じます。

ただ、一般論として申し上げますと、公安調査庁は、日本国憲法の保障する民主主義体制を暴力

なオウム集団の犯罪に對して、今あなたが答弁されたように、松本サリン事件以降、あの凶悪な地下鉄サリン事件が起つて、大きな社会不安と重大な凶悪な犯罪だということで国民が驚愕をした、世界も驚いた、それまで危険な団体として指定されしなかつた。

そういう意味では、地下鉄サリン事件までに至る間に公安調査庁がこのオウム集団に対しても合理的なしかも効果的な措置は何一つ具体的にはとることができなかつたということははつきり認めてくださいよ。どうですか。

○政府参考人(木藤繁夫君) 御指摘のように、危険な団体と認識して本格的なそういう団体としての調査を始めたのは、凶悪な地下鉄サリンの後のことでござります。

は、日本ペンクラブ、日本ジャーナリスト会議など、報道関係の任意団体も対象として列挙されているというんですよ。

ここで明らかになつたのは、公安調査庁が下部組織に当たる全国八ヵ所の公安調査局にそれぞれ重点解明目標を設定し調査を指示した中の近畿公安調査局への指示項目。そこには、大衆・市民運動関係として、原発建設の賛否を問う住民投票運動のほか、市民オンブズマンの行政に対する告発や大気汚染、リゾート開発、ごみ問題への取り組みなどをを行う団体を列挙。女性の地位向上や消費税引き上げ反対運動も含まれていて。法曹・教援、文化・教育関係の分野では、いじめ・不登校問題、日の丸・君が代反対運動に対する諸団体の動向、諸団体による死刑廃止運動や人権擁護の取組みなどに加えて、言論・出版の自由を求める

で破壊しようとする団体につきまして、その組織や活動状況などを調査しております。したがいまして、そうしたおそれのない市民運動なし市民団体そのものやその正当な活動を調査の対象とすることはございませんし、破壊活動防止法の第三条にもその趣旨は明記されているところでござります。

しかし、これらの市民運動等に対する調査対象団体からの働きかけとか、あるいはこれらの市民団体内部における調査対象団体構成員の活動などがある場合には、これらの活動を調査することもあると承知しております。

○橋本教君 今の答弁は、この新聞で書いてあるような市民団体に対するそういう調査があつたことを認めたということですか、最後の方は。そういう意味ですか。やることもあると言つたでしょ

○政府参考人(木藤繁夫君) 公安調査庁は、オウム真理教につきまして、平成二年二月に麻原こと松本智津夫以下信徒多数が衆議院議員総選挙に立候補した、そして落選したところから政治団体の一つとして関心を持つていたわけであります。

それ以前にそういった危険な性格になぜ着目で
きなかつたのかということにつきましては、当庁
の調査手段が任意調査によるものでございまし
て、やはりそれにはおのずと限界があり、組織の
深層に及ぶ調査まではできなかつた。

活動の実態としてマスコミ関係団体も指定されている、こう報道されている。

○政府参考人(木藤繁夫君) 繰り返して申し上げ
ますが、公安調査厅は……
○橋本敦君 認めるか認めないかです、この記事

その後、当厅は、熊本県の波野村の教団施設をめぐる地元住民の反対運動とか、松本市への進出に対する反対派住民の阻止運動とか、龜戸道場の異臭事件とか、上九一色村のサティアンの建築をめぐる反対運動などなど、地域住民との間の相次

しかし、このことを深刻な反省として受けとめまして、将来に対するいろんな調査に生かしてまいりたい、このように考えております。

○橋本教君 ですから、基本的に役に立たなかつたことはお認めになつたとおりですよ。

ころか、我々がかねてから憲法違反の疑いがあると指摘してきた公安調査局は破防法に基づいてこういうこともやつてているとなつたら、一体これは許せますか。私は、これは絶対に重大な問題として看過できないことだと思います。だから、オウ

○政府参考人(木藤繁夫君) 民主主義体制を暴力で破壊しようとする団体につきまして調査しているのでございまして、こうしたおそれのない市民運動ないし市民団体そのものやその正当な活動を調査の対象とすることはないません。

ぐ紛争事案が生じていたということから、これらに注目して情報収集には努めていたわけでございますけれども、しかし、平成六年の松本サリーンあ

それだけじゃないんです。きょうの東京新聞を見て私は、これはきょう質問通告をしていいけれども、公安調査庁のあり方ということでお尋ね

ム対策として破防法を背景に団体規制をやるといふことは法律上筋が違うということを指摘しまして、それだけじゃなくて、こういう危険な破防

○橋本敦君 一九九六年度の内部文書で、調査指示項目に今私が指摘したような日本ベンクラブや日本ジャーナリスト会議やあるいは市民の原発才

ンプズマン運動、こういったものが調査対象になつていていたというように報道されているこの事実については、内部の問題も含めてお答えできまぜんとさつき答弁されましたね。そういう答弁ですか。もう一遍確認します。

○政府参考人(木藤繁夫君) 本日の報道に係る文書につきましては、当庁内部で作成された可能性をも含めて答弁を差し控えさせていただきたいと考えております。

○橋本敦君 なぜ答弁しないのですか。国会が、国政調査権に基づいて議員が聞いているんです。重大な国民の権利と憲法にかかる問題でしあう。内部の文書でこういう文書をつくったことがないと言うのかあると言うのか、それも含めて答えないというのは答弁拒否ですよ。そんなことは許されない。はつきりこれを否定するなら否定するで、あなたはこの新聞の記事にどう対応されるか私は聞きますが、否定もされない、答えないと言うんだから。はつきりしてくださいよ、なぜ答えないのか。国会議員の国政調査に関するこ^ういう重大な憲法、国民の権利にかかる質問に答えないなんということは、政府参考人として許されることではありませんよ。はつきり答えてください、内部文書があるのかないのか。

○政府参考人(木藤繁夫君) 御指摘の報道された文書が仮に内部で作成された文書であると仮定いたしますと、いずれの文書も当庁の調査内容に関する事項が記載されておりまして、そのようなものの外部に公にすることは庁の業務運営に著しい支障を来すことになるし、またひいては公共の安全と秩序の維持にも支障を及ぼすおそれが生じるものと考えております。したがいまして、こういった文書につきまして、報道された文書と庁内の文書が同一か否か、これを確認するといったまことに、その文書の内容を公にしたのと同一の効果をもたらすということになりますので、こういった文書と同じものが内部にあるかどうか、あるいは類似のものがあるかどうかについての答弁を差し控えさせていただきたいと考えております。

○橋本教君 時間が来ましたから、残念ながら
以上質問ができないんですが、はつきりとこう
いう文書はないということを否定されなかつた、
しかも私の質問にはまともに答えず答弁を拒否さ
れた。この事実は重大ですから、今後ともこの問
題について、私は承知できません、追及してい
く、そういうことを申し上げて、時間が来ました
ので終ります。

○福島瑞穂君 社会民主党的福島瑞穂です。

この無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に
關する法律案はオウム眞理教のみに適用されるの
でどうか。

○國務大臣(白井日出男君) 今御指摘の、今度私
どもが提案をいたしております新法は、事實上オ
ウムだけにしか適用できないものと考えております。
○福島瑞穂君 どの条文からそう言えるのでしょ
うか。

○國務大臣(白井日出男君) 御指摘のとおり、
「目的」におきましても、衆議院の修正によりま
して、「例えはサリンを使用するなどして」とい
うふうに限定をいたしましたり、あるいは同じよ
うに、「この法律の施行の日から起算して十年以
前にその行為が終わったものを除く。」、こういう
ふうに四条でも修正をいたしておりまして、こう
した全体の流れを見てみますと、現在私どもの頭
にあるものはオウム眞理教しかない、このようによ
り考へておられる次第であります。

○福島瑞穂君 法律は、できればそれがひとり歩
きをいたします。「目的」の中にあるのは、「例え
ばサリンを使用するなど」とありますし、しつか
り「など」という文言が入つております。これ
は、目的にしかすぎません。觀察處分の要件には
別にオウム眞理教のみに適用するということは書
いてありません。そして十年以上前に、十年とい
う期限は切つてあります、この間さまざまな事
件は起きております。

先ほど江田委員それから橋本委員の方から、け
さの新聞の「市民運動を破壊団体扱い」という記

事に関する質問が出ました。今、さまざまの市民運動には本当にさまざまな人がかかわっていますし、その人がどういう立場なのかわからないまま一緒にそのテーマで活動することもあります。日本赤軍、それから新左翼格闘派と呼ばれる解放派、中核派、革マル派、これについてはこの法案は適用されるのでしょうか。

○國務大臣(田井口出男君) この法案につきましては、御承知のとおり、政治目的を持つて「不特定かつ多数の者を殺害し、又はその実行に着手してこれを遂げないもの」というような条件がついております。したがいまして、本法案の適用対象となる団体の範囲というものは、このような無差別大量殺人行為を行つた団体に極めて限定されておりまして、衆議院において「定義」に修正がなされ、現時点ではオウム真理教が唯一の対象団体でございます。

○福島瑞穂君 日本赤軍、それから解放派、中核派、革マル派といったものにはなぜ適用がないのでしょうか。

○國務大臣(田井口出男君) 今申し上げましたように、無差別大量殺人というものを行った団体先ほど申し上げましたように、この十年間といふうな期限を切つた、そういうことから総合的に見まして現時点ではオウム真理教しか対象にならない、このように申し上げております。

○福島瑞穂君 オウム真理教は現在、不特定かつ多数の殺人行為及び未遂をするおそれがあるとうふうに考えられますか。

○國務大臣(田井口出男君) このことはまさにこの法案が成立をいたしまして公安審査委員会でもつて御審議をいただく、このようになるわけであります。

○福島瑞穂君 先ほど荒木委員の方から、精神的自由権の規制についてはその手段は必要最小限でなければならぬというお話をありました。御左翼どおり、経済的自由権、精神的自由権は規制手段としては憲法の違憲立法審査基準が異なつております。本法案は、思想、良心の自由、信教の

自由、表現の自由、集会、結社の自由、住居の不可侵、プライバシー権など、まさに精神的自由権が問題となる法案です。

精神的自由権は、それが一たん侵害されますと民主主義の過程が傷ついてしまいますので、他の手段によってはその瑕疵が是正できないという非常にアリケートな人権です。であるから、精神的自由権の規制手段はより制限的でない、他の選び得る手段、表現の自由に関する規制についても明白かつ現在の危険がなければ規制ができないというものは憲法の確立された考え方ですが、これに照らしてこの法案はそういう要件がありません。それについてはいかがですか。

○國務大臣(臼井日出男君) 本法案は、過去に無差別大量殺人行為を行ひ現在も危険な要素を保持している団体について、その活動状況を明らかにし、または該団体による無差別大量殺人行為の再発を防止することによって公共の安全を確保することを目的として観察処分なり個別の再発防止処分を課するものであるわけでございますが、その処分は、危険性の程度を把握しましたはその増大を防止するためには列挙された必要な措置の中から、準司法的な機関である公安審査委員会が個々の具体的な事案に応じましてその必要に応じて合理的の認められる範囲で選択をするということになつておるわけでございます。したがいまして、その手続も団体側から意見を聞いた上で証拠書類に基づいてなされる中立性、公正性の確保されたものでございます。

したがいまして、本法案による規制というものは、先ほど委員がお申されました結社の自由等々の精神的自由に対する公共の福祉により認められた必要かつ合理性のある規約であるということができまして、御指摘のような権利を不当に制限する懸念はないものと考えております。

○福島瑞穂君 質問に対して答えていただけていないというふうに思います。

なぜこの要件で表現の自由などが規制できるのか。団体の現実的、具体的な危険性が観察処分の

発動要件とはされていない、それが問題ではないかということです。

では、先輩の民主党の北村委員に御質問いたし

ます。

国際人権規約B規約の勧告が四回出でております

が、特に四回目の規約人権委員会には北村先生も出席をされていらっしゃいます。傍聴にジュネーブまで行つていらっしゃると思います。

去年十一月に出た国際人権規約B規約の勧告のパラグラフの八は、公共の福祉、パブリックイン

タレスト、「委員会は「公共の福祉」という、曖昧で限定のなく、そして規約のもとで許される

制限を超える制限を可能にする概念に基づき、規約において保障されている権利に課される制限に

ついての懸念を繰り返し表明する。前回の見解に従つて、委員会は、締約国に対する国内法を規約に適合させることを再度強く勧告する」と言つております。

国際人権規約B規約の委員会は、公共の福祉と

いうあいまいな概念で基本的人権を制限してはいけないということを繰り返し繰り返し日本政府に

対して勧告をしています。

特に、今回の法案で問題になつてゐるのは精神的自由権です。先ほどほかの委員の答弁に対し

て、大臣は公共の福祉によって基本的人権が制限

できる旨お答えになつたかに思います。なぜこう

ください。

○衆議院議員(北村哲男君) 私はお答えできる立

場ではないんですが、基本的人権と申しましても、表現の自由とか、他に及ぶ場合は権利の衝突があつたりしますけれども、荒木委員のおつ

しやつた精神的自由、信教の自由なんかは恐らくこの法律では制限していいと思うんです。そこ

はできない。それは権利の衝突がないからだと思

うんです。

それで、なぜ表現の自由が制限されるのかとい

うことですが、具体的にこの法律の中のどれがど

のようにいわゆる表現の自由を制限しているかと

いうのはちょっと明確に指摘できないんですけども、一般論としては、おつしやるとおり、単に

公共の福祉だけで権利の制限をするることはできな

い。その公共の福祉の内容を明確にしなくちゃや

けない。

この法律では無差別大量殺人行為を行うとい

うだけではなくて、政治目的あるいは何々とい

うふうな一定の制限を設けて侵害行為を規定してい

るわけですから、恐らくその均衡性、そしてこの

オウムについては過去から現在までそういう無差

別大量殺人行為を行つたということがある、そし

てまたその危険性が現在同じ団体で引き続いてお

るということが公共の福祉の内容になつてくると

思います。

○福島瑞穂君 この法律よりも、なぜ破防法を適

用できないのかという橋本委員の説明などに対し

て、破防法は適用できない、でもこの法律は適用

できるという説明が——ごめんなさい、委員の名前をちょっととそこだけカットしてください、間違えたかもしれません。

破防法は適用できないけれども、この法律は適

用できるという説明がありました。破防法につい

てはたくさんの方違憲であるという指摘がありま

す。破防法は、当該団体が継続または反復して將

来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つてはならないおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときには団体活動を制限し、この制限だけではそのおそれを有効に除去することができないと認められるときに解散指定ができるとき

がでています。

この破防法における将来の危険についての要件

については、「明らかにおそれ」というだけで具

体的危険の発生などの要件が要求されていないの

で恣意的判断がされる危険性が強く、言論、表現

の自由や結社の自由を制限する上で要求される明

白かつ現在の危険の原則に反してゐるので違憲であるという意見が大変学者の中では立法過程の中に出ましたし、今もあります。

私がきょう申し上げたいのは、この破防法よりもはるかに現在及び将来の危険については考慮し

ていないということです。本法案は破防法において要件としていた将来の危険性を不要としている。したがつて、明白かつ現在の危険の原則を全く無視してい違憲の法律であるというふうに思

います。

今なぜ危険なのかということは、観察処分の要件としては例えば次のようなものが出ておりま

す。「当該無差別大量殺人行為が行われた時に當該団体の役員であった者の全部又は一部が當該団

体の役員であること」、五条三号です。單に役員がいればその人間が不特定かつ多数の殺人の未遂に関与したかどうかを全く問わないで観察処分の対象になります。なぜこれが現在かつ将来の危険と言えるんですか。済みません、大臣、お願いします。

したがいまして、そういう者が現在もなお役員を続けているということは、当該団体の基本的な性格が変わつてないということを具体的に示す微表であると考えております。

○福島瑞穂君 私は、それはひどいと思うんで

いわばその人間が不特定かつ多数の殺人の未遂に關与したかどうかを全く問わないで観察処分の対象になります。なぜこれが現在かつ将来の危険と言えるんですか。済みません、大臣、お願いします。

私は、実は先ほどから繰り返し繰り返し言つて

いるのは、荒木委員も先ほど言つた必要最小限の規制手段というふうには言えない、現在及び将来の危険性をこの法案は不要としている、そんな憲法違反の法律でいいのかということを聞いている

わけです。いかがですか。

○福島瑞穂君 では、ちょっと質問を変えます。

危険性があると認めるに足りる事実という抽象的な危険を問題にするにすぎない。今オウム真理教が現在及び将来危険なのかなという厳密な議論をせずに、ここで列挙されているこの觀察処分の要件となつてゐる一号から五号まではいずれも極めて形式的な事実ではないか。特に三号では、「役員であった者の全部または一部が當該団体の役員である」ということになつていて、その人間が不特定かつ多数の殺人の未遂に關与したかどうかも問うてはいません。

ですから、例えば不特定かつ多数の殺人行為及

び未遂に關与していないなくても、その時点と現時点

でともに役員である人物が一人いるだけで形式的

にはこの要件を満たすと。危険性の具体的判断を全く放棄して根拠なき擬制をしているのではないで

でしょうか。

○政府参考人(但木敬一君) 突然の技術的なお尋ねですので私の方から答えさせていただきます。

御指摘の条項でございますが、無差別大量殺人行為を行つた当時の当該団体の役員、これは當時の教義を信奉し、団体の中において指導的な地位

を占めていた者でございます。

したがいまして、そういう者が現在もなお役員を続けているということは、当該団体の基本的な性格が変わつてないということを具体的に示す微表であると考えております。

○福島瑞穂君 私は、それはひどいと思うんで

いわばその人間が不特定かつ多数の殺人の未遂に關与したかどうかを全く問わないで観察処分の対象になります。なぜこれが現在かつ将来の危険と言えるんですか。済みません、大臣、お願いします。

私は、実は先ほどから繰り返し繰り返し言つて

いるのは、荒木委員も先ほど言つた必要最小限の規制手段というふうには言えない、現在及び将来の危険性をこの法案は不要としている、そんな憲法違反の法律でいいのかということを聞いている

わけです。いかがですか。

○政府参考人(但木敬一君) 先ほど委員御指摘のよう、「おそれ」というような抽象的な文言を認定するということは、ある意味ではその判断があります。したがいまして、問題はその微表のと

れこれに対しまして、ある具体的な微表をとらえ

てこれが認定できるかできないかというの、極めてある意味で判断がきちっと確保されるわけであります。したがいまして、問題はその微表のと

れこれ方が不适当であるかどうか、この問題に尽きる

かと思います。

先ほども申しましたように、三号につきまして

は、無差別大量殺人行為を行つた当時の団体の指導的地位にあった者、これが現在もなおその団体の指導的地位にあるということになりますと、そ

れは無差別大量殺人行為を行つた当時の団体の考

え方、思想、これが現在も残っていることを強く示唆するわけでありますので、私どもはこれはその危険な要素の微表として認めるに十分であるといふに考えておる次第であります。

○福島瑞穂君 二号は、「役員(団体の意思決定に関与し得る者)であつて、当該団体の事務に従事するものをいう。」というふうにしています。「意思決定に関与し得る者」ですから、主導的立場ではありません。むしろ、一号の「首謀者」というのが今おっしゃったことだと思います。私が思うのは、なぜ役員がたまたまた一人でも同じだったらこの観察処分がスタートするのかというふうに思います。

社民党の法務部会において、政府は「サリン事件のときよりはオウムの危険性もなくなつたと客観的には言えるだらう」とおっしゃいました。現在及び将来の危険があるということが今は言えないと、住民は不安です。オウムはむかつ嫌いだ、嫌だ、どこかへ行つてほしい、そういう気持ちはよくわかります。

でも、そう思う気持ちと、精神的自由権、信教の自由も含めて、漠然とした国民生活の不安で基本的人権を果たして制限できるのかと、いうことをこの法務委員会できちつと議論すべきだというふうに思います。私は、違憲の法律をつくることにについては私たちは共犯になつてしまふというふうに思います。

韓国の国家保安法は、国際人権規約B規約の委員会において違法、違憲というふうに判決が出たというふうに聞いております。人権の考え方からすれば、私はいすれこの法律は裁判所あるいは国連の委員会において絶対に違法だというふうに断ぜられるだろうというふうに言いたいというふうに思います。

例えば、五条の一項四号なんですが、「当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。」というのがあります。実は、仏教徒やさまざまな宗教の方から、綱領について、国家権力が綱領をチェックしていく

ということに対しても大変危惧が寄せられております。さまざま昔からある綱領がある。それが、いや、これは実は危険なんじゃないか、しかもこれは暗示的に勧めるというふうに、非常に不正確です。

例え、この要件で観察処分がスタートする。これについていかがですか。政府委員でも結構ですし、北村先生でも上田先生でも、どなたでも結構です。

○政府参考人(但木敬一君) まず、お考えいただきたいんですが、第一の要件はあくまでも、この法律の施行前十年にさかのぼりますけれども、その間に無差別大量殺人を団体として行つたそい

う集団について規定しているわけです。したがつて、一般的にいろいろな宗教においてどういう綱領を持っているというようなことが問題なのであります。

ここで言つているのは、あくまでも現に無差別大量殺人行為を行つた、団体として行つたその団体が殺人を明示的あるいは暗示的に勧める綱領をなお保持していること、この危険性を私たちは指摘し、これを要件としているわけでございます。

○福島瑞穂君 不特定かつ多数の殺人、それ未遂をやつたことは犯罪として处罚されるべきだと思います。

ただ、私が危惧するのは、こういうことを入れることで、場合によつては国家が綱領をチェックすること

いうのが起きるわけですね。で、五条の一項の各号が果たして現在及び将来の危険ということを言つているのか。これは現在及び将来の危険といふには言えないのでは、こういう現在及び将来の危険を不要にした法案は違憲であるということ

を申し上げて、次の質問に移ります。

再発防止処分に付された団体に許された活動と

いうのはどのようなものがあるでしょうか。

○国務大臣(白井日出男君) 本法案第八条に規定する再発防止処分は、過去にその役職員または構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為

を行い、かつ現在もその団体の属性として危険な要素を保持している団体について、危険な要素の量的質的増大を防止する必要があると認められる場合、または観察処分に付された団体について、報告義務違反または立入検査妨害等がなされた場合であつて、危険な要素の程度を把握することが困難であると認められるとき、当該団体に対し必要なかつ合理的な範囲で団体の活動の一部を一時的に停止させようとするものでございます。

したがいまして、再発防止処分に付された団体については、処分の内容に応じた活動が禁止されるにどまり、それ以外の活動をすることは全くありません。

具体的に申し上げますと、例えば再発防止処分の内容が、土地または建物を新たに取得し、また領を持つているというようなことは全く

禁止されておりません。

具体的に申し上げますと、例え再発防止処分

合、当該処分を受けた団体は、土地または建物を新たに取得すること及び借り受けることによる場

方に對して國としてしっかりと対応していくことが必要であると考えております。

○福島瑞穂君 この観察処分及び再発防止処分は、日本国憲法に定める幸福追求権、思想及び良心の自由、信教の自由、集会、結社、表現の自由、財産権などを著しく侵害するものであります。これが行政処分としての規制として行わるわけです。

憲法三十一條の適正手続は行政処分の場合にも準用して適用されるべきであるという旨、判決ではあります。本案の場合、現行防犯法の規制と同様の効果をもたらす処分でありながら、事前に報告義務違反または立入検査妨害等がなされた場合であつて、危険な要素の程度を把握することが困難であると認められるとき、当該団体に対し必要なかつ合理的な範囲で団体の活動の一部を一時的に停止させようとするものでございます。

したがいまして、再発防止処分に付された団体については、処分の内容に応じた活動が禁止されるにどまり、それ以外の活動をすることは全く

禁止されておりません。

具体的に申し上げますと、例え再発防止処分

の弁解、意見聴取の手続が三十日以内で行われるこ

とを予定するなど、破防法よりも極めて簡素化されおります。その点についての問題点、大変

禁の弁解、意見聴取の手続が三十日以内で行われるこ

とを予定するなど、破防法よりも極めて簡素化されおります。その点についての問題点、大変

禁の弁解、意見聴取の手續が三十日以内で行われるこ

とを予定するなど、破防法よりも極めて簡素化されおります。その点についての問題点、大変

禁の弁解、意見聴取の手續が三十日以内で行われるこ

とを予定するなど、破防法よりも極めて簡素化されおります。その点についての問題点、大変

禁の弁解、意見聴取の手續が三十日以内で行われるこ

とを予定するなど、破防法よりも極めて簡素化されおります。その点についての問題点、大変

禁の弁解、意見聴取の手續が三十日以内で行われるこ

統自体も、原則としてこれを国民に公開した上、対象団体側に口頭で意見述べる機会を付与するものとし、またさらに団体側出頭者から公安調査庁職員に対して質問を発することを認めるとするなどいたしておりまして、本法案における手続保障は十分なものであると考えております。

○福島瑞穂君 被害者救済法はこの団体規制法を前提としているという点で、またこちらも問題があると思います。過去に行つた犯罪に対してそれがどう団体を規制するかという問題と、破産法の手続の中で破産管財人にどういう権限を与えるかという点は全然別の話であるにもかかわらず、被害者救済法の方が団体規制法と実は双子になつてゐる。実は一つの法律で、団体規制法を前提にしているという点で問題である。これで救済されるのは破産手続に参加をした人間だけです。それだけでは実は不十分だと思います。三千何人いるうち破産の手続に闘争、申告した人は一千名強というふうに聞いております。救われていない人がたくさんいるわけですから、もっと範囲広い被害者救済法が必要である、団体規制法の違憲性についてはきちと考えてほしいということで、私の質問を終ります。

○平野貞夫君 けさからこの参議院の法務委員会の諸先生方の論議を拝聴していきますと、一言で言えれば、いわゆるオウム新法がなぜ必要かという立

法理由といいますか、あるいはこの法律の性格論だったと思います。私もいささかこのオウム新法については与党ではございますが意見を持っておりま

すが、福島先生の立場とは逆な立場でございま

すが、現在のような混乱は避けられたと思います。

それは、あのとき破防法を適用していたなら

なぜ破防法が適用できなかつたか。破防法に不備

があるならばやつぱりきちつと現代に合うような整備をすべきである、それが国会の、立法府の責

任だと思います。公安審査会の結論は率直に申し上げまして間違つていたのではないかと私は思

ますが、当然、こういう法律を必要とするとい

うことになりますと、公安審査会の結論に対して、私は、やっぱり政府は政治責任があると思います。

その点について法務大臣の御所見をお伺いいた

いと思います。

○國務大臣(臼井日出男君) 公安調査庁が行いましたオウム真理教に対する破壊活動防止法に基づく解散指定処分請求は平成九年一月、公安審査委員会より棄却されたのでござりますけれども、今

日これを仕組みの上で振り返つてみると、主として次の二つのことが指摘できると思います。

第一は、破防法の処分の要件の問題でございま

す。

破防法は、処分の要件として、団体が過去に暴力主義的破壊活動を行つたことに加えまして、

「団体が継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるとき」

が逮捕されまして、教団施設から信徒が立ち退くなどして教団の人的、物的、資金的能力の縮小な

どの状況の変化が生じていた場合、その認定は大変困難なものとならざるを得なかつたということが挙げられます。

第二は、規制手続の運用の問題でござります。

さきの公安審査委員会の棄却決定に至るまでの

経緯を見ますと、公安調査による弁明手続の開始から公安審査委員会の決定まで一年一ヶ月余も

の期間を要しておりますと、その間に述べたこ

とが棄却の決定につながつたものと認識をいたし

ております。

委員御指摘のとおり、教団に対して破防法を適用することができなかつたことが現在の問題の根

幹にあるものと私も認識いたしております。破防

法の抱える前述した問題については今後の課題として取り組む所存でございます。

○平野貞夫君 現に暴力主義的破壊活動を行つておりました。

別のことの調査をお願いするのもいかがかと思

み立てるパソコンはオウム真理教の関連業者

の部品が使われているという投書が県当局になさ

ますので、念のため私が調査しましたことを整理して申し上げたいと思います。

○平野貞夫君 わかりました。法務大臣に余り個

川インターネットむらを設置して、過疎の打開を目的に住民の日常生活から健康管理までを担おうとする地域情報化構想を策定しました。

一つは、高知県池川町では、平成九年五月、池

国や県の補助金を導入することになりました。県

単独の補助事業としまして市町村活性化総合事業、これは行政情報伝達システムの開発というこ

とで総事業費八百七十万、補助金額が四百三十五

万、そして地域間交流支援事業、これは国土庁の補助事業ですが、総事業費が二千四百万、補助額が八百万ということで、池川町ホームページの拡

充とかパソコン教室とか、あるいはセンターの設置のための廃校になつていてる旧安居小学校という

学校の改築などをやつております。これは平成十一年度の予算でござります。それで、全体の構想としましては総事業費四億、補助金額が一億四千万

と、現実にオウム教団に非常に資金が豊富だと、そのオウム教団の資金となるパソコンの組み立てとか部品とかいろいろなものがあるようです

ひ、もちろん憲法の精神を酌んだ法律体制といふもの早急に検討してもらいたいと思います。

それと、私、十一日の当委員会で取り上げました。法律が制定されようとするは制定されまい

と、現実にオウム教団に非常に資金が豊富だと、

そこでの事業の責任者に推薦したのは高知県知事

事なんですね。私は、その政治責任を指摘して、その事実関係について調査をお願いしたんですが、

いかがございましょうか。

○國務大臣(臼井日出男君) 今委員御指摘を賜り

ましたその調査の結果、池川町が国や県から補助

金を得てパソコンを利用した事業を行い、その後

程で委員御指摘の森という人物が東京の教団関連

のパソコンショップから通信販売によりパソコン

部品を購入していたことは判明いたしましたが、

この案件における教団の役割を含めた詳細を明らかにするまでには至りませんでした。

○平野貞夫君 わかりました。法務大臣に余り個

平成十年、昨年の暮れごろから、どうも森が組

み立てるパソコンはオウム真理教の関連業者

の部品が使われているという投書が県当局になさ

れたようござります。そして、地元でもそういううわさが広がつた。

そういう中で、ことしの三月になつて、森と、そして森がインターネットの研究員と称して連れてきた仲間の山本道広という人物、この二人

が覚せい剤を隠し持つていた疑いが生じ、山本といいう人物は逮捕されました、逮捕というより自分で名乗り出たようですが、森は逃亡して全国に指名手配され、ことしの五月に覚せい剤取締法違反で逮捕されています。現在、公判中でござります。

以上のことから二つのことが指摘できると思ひます。

まず第一に、高知県知事が推薦して池川インターネットむらの責任者で委託業者になった森列雄が、オウム教団関連企業からパソコンの部品等を購入していたことです。したがつて、これは大臣の今の発言にもありましたのですが、池川町が森から購入したパソコン等にそれらの部品が使われ、公金が、この公金が町の金なのか県の補助金なのか国の補助金なのかわかりませんが、オウム教団側に流れていたことは相当確率の高い確実なことであると私は思います。

第二は、これは非常に重大なことなんですが、森の逃亡とか、あるいはどうも高知県警を中心とする警察の動きが私から見ればひとつわかりにくい。そういうことから、森列雄という人物そのものがオウム真理教団関係者であった可能性が強いという、こういう疑惑を捨て切れません。

以上の二点が私の調査した一つの結論ですが、しかしこれは私の調査でございまして限界があると思いますので、そこで警察庁当局に具体的なお尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(金重凱之君) お答えさせていただきます。

本年一月でござりますけれども、高知県警が、

他県警のオウム真理教関連企業に係る事件の捜査上の要請から、高知の今御指摘の地元のJAに開設されました当該業者の取引口座を捜査いたして

おりまして、取引状況を入手した事実はございません。この事件ではないかというふうな推定をしておつたのですが、報道等からしますと、私は高知県独自の事件ではないかというふうな推定をしておつたのですが、このいわゆる金融機関の口座を捜査しないで、専ら高知県独自の問題かなという誤解があります。

○平野貞夫君 今説明の中で、他県警のオウム真

理教関連企業に係る事件という話でございましたのですが、このいわゆる金融機関の口座を捜査しないで、専ら高知県独自の問題かなという誤解があります。

○平野貞夫君 今説明の中で、他県警のオウム真

理教関連企業に係る事件といふうな推定をしておつたのですが、このいわゆる金融機関の口座を捜査しないで、専ら高知県独自の問題かなという誤解があります。

だ、だからちょっと協力してくれというか、事情を調べたいといふうな感じで受け取つておつて、専ら高知県独自の問題かなという誤解があつたようですが、そういう検査の方法というのではありません。そういう検査の方法というのではありません。それどころ、法的根拠というのはどういうところにありますか。

○政府参考人(金重凱之君) この事件につきましては、ただいま申し上げましたように、虚偽の申請をして違法な商業登記を行つたというオウム真理教の関連企業の海宝、これがどういう企業活動になつているかを御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(金重凱之君) これは、他県警と申しますのは埼玉でござりますけれども、電磁的公正証書原本不実記録、同供用罪という刑法の条文に係る被疑事件でござります。

事件の概要でござりますけれども、オウム真理

教関連企業に係る事件といふうな推定をしておつたのですが、このオウム真理教関連企業が

とでございまして、このオウム真理教関連企業か

らパソコン等を購入したと見られます高知県の池

川町内の御指摘の委託業者につきまして、その取

引状況につきましては県警の方で刑事訴訟法に基

づいて検査関係事項の照会を行つたというものでございます。

○政府参考人(金重凱之君) そうすると、池川町の問題だけではなく、オウム関係企業と取引のありそうな全国の何ヵ所かに照会した、こうしたことでございますね。

○政府参考人(金重凱之君) そのとおりでござります。

○政府参考人(金重凱之君) その照会の結果、いろいろなこと

がわかつておると思いますが、いろいろな取引が

あつたということが警察には判明したと思います

が、こういういわゆる公的機関と、地方自治体で

ございまして、あくまで取引の事実確認とい

うことだけを目的にしておるというよなことでござります。

○政府参考人(金重凱之君) ですから、他県で公金が使われておるのかどう

かということと、つまり口座の取引の内容が

公費であったのかどうかとことまでの検査に

つきましては、この段階では行つておらなかつた

ことだけを目的にしておるところでございます。

○政府参考人(金重凱之君) かとどうなこと、つまり口座の取引の内容が

公費であったのかどうかとことまでの検査に

つきましては、この段階では行つておらなかつた

事はオウム問題として、余り内容とか個別とかとことのとらわれておつては、やつぱり事実の解明、真相の解明ができるんじゃないんじやないか。あるいは、今後も自治体の人たちにそういう金の流し方をさせるべきではないと思います。そういう注釈を喚起するためにも言ってほしいんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(金重凱之君) 先ほど申し上げまし

たように、本件、今、私、御説明させていただい

て、専ら高知県独自の問題かなとおつては、やつぱり事実の

解明、真相の解明ができるんじゃないんじやないか。あるいは、今後も自治体の人たちにそういう金の流し

方をさせるべきではないと思います。そういう注

釈を喚起するためにも言ってほしいんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(金重凱之君) 要するに、池川町のケースが非常

に目立つておると思います。この問題では、

そこで、地元JAにある森という人間の口座の

取引履歴一覧ですか、これを検査関係事項照会と

いう刑事訴訟法の手段で警察は入手されていると

思ふんですが、この取引履歴一覧を見れば、森列

雄がオウム関連企業とどういう取引をしたか、ど

のくらいの金が支払われて、どういうものが購入

されたかとすることがわかると思います。警察は

これを把握していると思いますが、それを明らか

にしていただけませんか。

○政府参考人(金重凱之君) お答えいたしました。

どのぐらいの公金が使われておつたのかとい

うが、よその自治体でもそういうことがあったので

すが、これはもう私どもよくわかつておるんです

けなんです。令状を持ってこられて、オウム関係

が、恐らく、地元の事情聽取といいますか、JA

の金融機関の人たちは余りそういう意識がないわ

けなんです。令状を持ってこられて、オウム関係

が、よその自治体でもそういうことがあったので

すが、これはもう私どもよくわかつておるんです

けなんです。令状を持ってこられて、オウム関係

が、よその自治体でもそういうことがあったので

御質問でござりますけれども、ただいまお答え申し上げましたように、この口座の取引内容につきましては、公費かどうかというところまでの検査というのはこの段階では行つておりますので、これを把握しておらないわけござります。

それから、金額がどのくらいだと、こういうことでもございますけれども、全体としての金額ということになるかと思いますが、本件、お尋ねのものについてでございますが、これはちょっとと検査に関する事項なのでお答えは差し控えさせていただきたいというふうに思つております。

○平野貞夫君 それは、立場はわかりますけれども、そもそもこのオウム新法というものは、大臣の発言にもありましたように、事実上オウム教団に限定した法律なんです。個別の法律です。ですから、こういう審議では個別の話も、内容の話も出していただきたいと思うんですが、時間の関係もありますのでこれ以上押し問答してもしようがありませんので、ちょっと私がその関係について調べたことをここで申し上げたいと思います。できればそれにコメントしていただければありがたいんですが。

○政府参考人(金重凱之君) 本件事件につきましては、先ほども申し上げましたとおり、オウム真んか。

理教関連企業の一つであります海宝という有限会社でございますけれども、これに関する電磁的公証書原本不実記録、同供用被疑事件、こういう事件で検査したものでございます。

したがいまして、その他の企業名につきましては、違法行為があれば別でございますけれども、違法行為がないことでございますならば公表は差し控えさせていただきたいというふうに思います。それから取引金額につきましても、先ほど申し上げましたとおり検査に関する事項なので、お答えは差し控えさせていただきたいというふうに思つております。

○平野貞夫君 では、角度を変えてちょっと質問をいたします。

警察が池川町の委託業者森に日をつけて、コスマス農協の口座を検査したのがことしの二月上旬、これはあなたも説明されたとおりです。それで、森に覚せい剤取締法違反の疑いがあるということがわかつたのが三月の末。そして、逃亡して五月に逮捕されるわけです。

ところが、かなりこの問題は覚せい剤の問題よりオウムの問題、オウム関連企業との取引ということが先行した話だったのですが、なぜか覚せい剤事件だけになつて、今現在裁判しているわけなんです。

警察庁側が具体的な内容を明らかにしていただけませんので、依然としてこの森なる人物のオウム教団あるいはオウム教団関連企業との関係、とかわり合いがわからぬわけでございます。場合によつたら、何かの理由でそれを隠すために覚せい剤事件を非常にクローズアップさせたのではないかというふうに私は推定するんですが、いかがでございますか。

○政府参考人(金重凱之君) 今回の事件に係る検査を受けたちようどことし二月ごろ、私の調査によりますと、数百万円の取引が池川町と森との間になされております。そして、私の入手した情報によりますと、その取引したオウム教団の関連企業というのはトライサルという店だったというふうに聞いています。

一方、先生御指摘の五月に検挙された覚せい剤

事件といいますのは、高知県警がこのオウム真理教関連企業に係る事件とは全く別個の情報に基づきまして検査いたしまして、独自に検挙するに至つたというものです。

なお、この御指摘の人物につきまして、今回の取引を除きましては現在のところオウム真理教関連企業との関係についてはそれを裏づける証拠は得られていないということでございます。

○平野貞夫君 オウム教団に公金が流れたということは大変重大です。

どんな法律をつくても、やはりオウム教団のような事件を防止するためには、法務省や警察庁が本気で徹底して対応しなければ何にもならぬと思います。私たち国会にも当然責任があると思います。そのために、私は池川町のケースで公金がどのようにオウム教団に流れたかという真実を知ることが防止策の第一歩であると思います。

当法務委員会には国政調査権の一つとして資料要求権というのがあります。

そこで、委員長にお願いしたいのは、コスマス農協にある森列雄の口座の取引履歴一覧及び取引企業との伝票、これを提出していただきよう当委員会としての手続をとつていただきたいということをお願いしたいと思います。

○委員長(風間赳君) 速記をとめてください。
(速記中止)

○委員長(風間赳君) 速記を起こしてください。

○平野貞夫君 ゼひこの資料要求を実現させていただきたいということで、時間が参りましたので、改めてこの問題を取り上げるということにして、終わります。

○中村教夫君 ちょっと複雑な質問になりますので、お答えできる担当の方で結構でございます。いわゆるカルト宗教団体というものが起こす極端な犯罪、これは世界じゅういろいろあるわけで、改めてこの問題を取り上げるということにして、終わります。

○政府参考人(金重凱之君) 本件事件につきましては、先ほども申し上げましたとおり、オウム真

のものが普通の常識社会とは全く異なる要素でもつ

て出てくるわけでございます。

そのときに、そうした犯罪を正当化するという点では部分があります。刑法的に処分するという点では同じかもしれませんけれども、やはり、その犯罪が起きた動機そして過程、意思決定とかというも

のが、普通の常識社会とは全く異なる要素でもつて出でてくるわけでございます。

例えば、統一協会なんかは、これは原理講論という分厚い教典のようなものがあります。これは、キリスト教の旧約あるいは新約聖書をごちゃごちゃに編集しまして、非常に独断的に解釈したことなどが防止策の第一歩であると思います。

本当に読みにくいなぞのようなものなんですねども、その中に一説があつて、万物復帰という思想が書いてあるわけです。これはどういうことかといいますと、地上のすべてのものは神様のものなんだから、全部お返しするのが要するに立派な行為である。結局こういう教義がどう利用されども、その中に一説があつて、万物復帰という思想が書いてあるわけです。これはどういうことかといいますと、地上のすべてのものは神様のものなんだから、全部お返しするのが要するに立派な行為である。結局こういう教義がどう利用されども、その中に一説があつて、万物復帰という思想が書いてあるわけです。これはどういうことかといいますと、地上のすべてのものは神様のものなんだから、全部お返しするのが要するに立派な行為である。結局こういう教義がどう利用されども、その中に一説があつて、万物復帰という思想が書いてあるわけです。これはどういうことかといいますと、地上のすべてのものは神様のものなんだから、全部お返しするのが要するに立派な行為である。結局こういう教義がどう利用されども、その中に一説があつて、万物復帰という思想が書いてあるわけです。これはどういうことかといいますと、地上のすべてのものは神様のものなんだから、全部お返しのが

されてしまう。つまり、人のものを取つたって全

て

部神様に返すんだからいいんだと。信者は本当に麻原彰晃率いるオウム真理教は、これはどうやら密教系の何か流れの宗教らしいということなんですが、実際にその教典と呼ばれるような中心的なものがあるのか、それは何なのか。そしてまた、その中で殺人を正当化するような文言というのはあるのか。あればそれはどういうものなのか。そしてまた、それをそのまま実行したのか、その文言を麻原が勝手に解釈して殺人を正当化して命令したのかということについては、どういうふうに当局は考えておられますか。

○政府参考人(木藤繁夫君) オウム真理教の教義は、麻原彰晃こと松本智津夫の説法、話をした中身、それと著作、書いたものの集大成でござりますて、まとまつた教典というようなものになつてゐるわけでありますけれども、その教義の一部に、目的のためには手段を選ばず殺人をも許されるとする松本独特のタントラ・ヴァジラヤーナといふ教義があるのです。そして、そのタントラ・ヴァジラヤーナの中核として、悪行を積む者はそれだけ長く地獄で過ごさなければならぬのでそれ以上の悪行を積ませないために早く命を絶つことも許されるとする極めて危険な教えが存在しております。この教えは、殺人を懲懲するといった中身のものであると認識しております。この教えがサリン事件など凶悪な事件を引き起こし、あるいはそれらの犯罪を正当化した教義であると考えております。

○中村敦夫君 そのタントラ・ヴァジラヤーナといふのは、特定の伝統的な、外国でしようけれども、宗教から来ているんでしようか。それは何なんでしょうか。

○政府参考人(木藤繁夫君) 松本の唱える教義といふのは、自己の解脱を第一とします小乗仏教と、自己だけでなく衆生の救済を主眼とする大乗仏教と、及び衆生救済の最短最速の道であると言われておりますタントラ・ヴァジラヤーナ、これは秘密金剛乘とも言われるわけでござりますが、それらを混交した松本独特の教えの集大成でございまして、言ってみれば、仏教、キリスト教、ヒンズー教を松本が自己流に解釈した上、これらと終末思想を合成したものと、こう考えております。

○中村敦夫君 犯罪に走るような強力なカルト宗教団体といふのは、その大きな特徴として、大体絶対的な独裁者がいる、そしてそれをあがめ祭っている集団がいるというのが構図なんですねけれども、普通その人間がいなくなると自然解散する場合もあるし、あるいは分裂したりほかの似たような宗教にからめ捕られていくというような現象が

リーダーは形式上その娘にかわったということですけれども、娘は子供ですからそんな力はないわけでして、まだその組織が維持されているというのをまだ青年たちが集団を組んで動いているという圖で動いているのか。麻原にかわるような、信者たちに信頼を集めているような二次的なりーダーというのが今いるのかどうかということについてお聞きしたい。

○政府参考人(木藤繁夫君) オウム真理教のいわゆるリーダーということで考えてみますと、実質的なリーダーはいまだに麻原こと松本智津夫でありますと考えております。しかしながら、同人は現在勾留されているわけでございまして、幹部とか信徒に対しまして直接指示を与えるのが困難であります。

そこで、現実には、同人の影響力のもとで、今まで行の村岡達子、そういった者、合計六人の教団幹部によって構成される長老部という組織によって意思決定がなされまして、これに基づいて信徒たちが活動しているものと見ております。

○中村敦夫君 今回の法案は、組織を物理的に解体するということに重きが置かれていると思うんですね。私は、それはかなり大きな効果があると思っていますし、特にその金の出どころというところを押さええるということは悪質なカルト集団を壊滅するためには有効であるというふうに考えます。ですが、問題は、こういう物理的な法律だけでは信者たちを抜くことはなかなか難しいんですね。これは、非常に強烈なマインドコントロールというものにからつて人格が変わってしまっているわけですから、そういう人々がうろついていくと、自然に現実社会へ復帰してくれればいいんですがなかなかこれ、ほかのこの種の集団の例を見て、難しいんですね。

これに対する政府は、極力こういう人たちを封

○政府参考人(但木敬一君) 現実的には非常に難しい御質問でございます。政府といたしましては、もちろん社会復帰を望む信者に向けたカウンセラーや体制等をぜひ早急に確立したいと考えております。しかし、人の内心の自由、良心の自由、信教の自由、これらについては国家権力がまだなりに介入してその方向を改めさせるということは憲法上許されているわけではないと思っております。したがいまして、これらのカウンセリング等に強制的に連れていくということは非常に法制上難しくございます。となりますと、いかにしてそうした信者あるいは元信者たちの心を社会に正に当面向けさせて、みずから 의사でカウンセリング等に自分を連れていくかといいますか、みずからそれをカウンセリングの場に赴かせるというそうした自発的な意思をどうやって形成するかということが非常に難しい問題でございます。

もちろん政府としては関係省庁で現在その効果的な方法について協議中でございますが、この問題は委員御指摘のとおり、団体規制によってすべきで解決するわけではないという意味で、非常に重要な問題であると同時に非常に難しい問題でもあるというふうに現在の段階では申し上げるしかないと存じます。

○中村敦夫君 こうした人を救うために国家権力が何らかの形で無理やり改宗させるなり指導するなりすることはいけないという答えは、私は正確だと思うんですね。なぜかといいますと、このインドコントロールの手法というのは非常に精神上で強引なものなんですね。私は一つのそういう教団のマインドコントロールの問題を研究しましたけれども、大体同じような方法をどのカルト集団でも使っている。

一つは、要するにいろんな形で誘い込んでその人の価値観を否定していく。徹底的に否定していく、自信をなくしてしまう、なくさせてしま

いすれにしても、こういう人たちを徹底的に自己否定させてしまう、そして真っ白になつて自信がなくなつたところへ集中的に教義なり説法をつぎ込んでいくわけですね。ここではもう離してかなりの長い期間ります。そうなりますと、もう確實に前の自分というものがいなくなつて、父母さえも要するに悪魔であるというようなことを簡単に信じ込んでしまうようになります。人格が変わつてしまつという段階があるんですね。

その後は、要するに命令でもつて動き回らせるという段階に入るんですね。三段階あります。そして、一般社会から隔離していくということで物すごく忙しく振り回すということになりますし、事実上社会生活のできる常識がないということになるとなんですね。命令がないともう全然動けなくなるという精神的ロボットになつてしまします。水を飲むのも許可をもらうというような精神状態になる。ある集団から脱会した信者数十人、私はインタビューしましたけれども、しばらくはやはり本当に、こうやつてコップを持って飲むのも、ふとだれに許可をもらおうかというふうな錯覚に襲われて、なかなかそこから抜けられないという困難な時期があるということなんですね。

これを完全に戻すということは、長い間信者でいるとなかなかこれはもう直らないんですけど、早い場合には三ヶ月あるいは六ヶ月、一年、人によつてそれぞれですけれども、直す方法はあるんですね。しかし、これは完全に隔離してその場所に置く、そして次第に日常生活にならし、そして、言われた事柄の非合理性というんですかね、えていくという、そういう大変な努力が必要なんですね。

他の団体

六 第一号に掲げる団体の役職員又は構成員であつた者で、その団体につき規制法第五条第一項の規定による処分が効力を生じた日以後に退職し、又は脱退したもの

七 次に掲げる者であつて、その所有する不動産が第一号に掲げる団体の活動の用に供されているもの

イ 第一号に掲げる団体の役職員又は構成員であつた者

ロ 第二号に掲げる者が構成員、役員又は職員の過半数を占めていた法人その他の団体

ハ 第二号に掲げる者が発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に当たる出資口数を有していた株式会社又は有限会社

二 第二号に掲げる者が代表者であつた法人その他の団体

(特別関係者の有する財産に関する推定)

第三条 特別関係者が有する財産は、特定破産法人との関係においては、当該特別關係者が特定破産法人から法律上の原因なく得た財産の処分に基づいて得た財産であるものと推定する。この場合において、当該処分に係る特別關係者が特定破産法人の財産の価額は、当該特別關係者が有する財産の価額と同額であるものと推定す

(特別関係者に対する否認権の行使に関する規定)

第四条 特定破産法人が、損害賠償責任を負うべき最初の無差別大量殺人行為の後に、その財産を特別関係者に対して移転した場合には、その移転の行為は、特定破産法人が、損害賠償権者を害することを知つてしまつたものと推定する。

2 特別関係者が特定破産法人の財産の転得者である場合には、当該特別関係者は、転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知つていたものと推定する。

(否認権の時効の特例)

第五条 特定破産法人の破産管財人による特別関係者に対する否認権の行使に関する破産法(大正十一年法律第七十一号)第八十五条の規定の適用については、同条中「破産宣告ノ日」とあるのは、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第号)第五条第一項ノ規定ニ依ル処分が効力ヲ生ジタル日(其ノ日ガ破産宣告ノ日前ナルトキハ破産宣告ノ日)」とする。

(破産管財人の権限)

第六条 特定破産法人の破産管財人は、公安調査庁長官に対し、特別関係者に対して財産又は不当利得の返還を請求するために必要な資料で公安調査庁が規制法の規定により得たものの提供を請求することができる。

2 特定破産法人の破産管財人は、前項の規定により提供された情報を特別関係者に対する財産又は不当利得の返還の請求以外の用に供してはならない。

附 則

1 この法律は、規制法の施行の日から施行する。

2 この法律の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。

(小字及び一は衆議院修正)
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案

目次

関する法律

第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 規制措置の手続(第十二条—第二十七条)
第三章 規制措置(第五条—第十二条)
第四章 調査(第二十八条—第三十九条)
第五章 雜則(第三十条—第三十六条)
第六章 罰則(第三十七条—第四十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、団体の活動として役職員(代表者、主幹者その他いかなる名称であるかを問わず当該団体の事務に従事する者をいう。以下同じ。)又は構成員が○無差別大量殺人行為などして、その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もって○国民の生活の平穀を含む公共の安全の確保に寄与することを目的とする。

(この法律の解釈適用)

第二条 この法律は、国民の基本的人権に重大な關係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。

(規制の基準)

第三条 この法律による規制及び規制のための調査は、第一条に規定する目的を達成するためには構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行つた団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

(観察処分)

第五条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行つた団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行ふことができる。

第二章 規制措置

(観察処分)

第六条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行つた団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行ふことができる。

2 この法律において「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体をいう。ただし、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合には、これに対して、この法律による規制を行ふことができるものとする。

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

<p

成員の氏名及び住所	5 第二項の規定は、前項の規定により期間が更新された場合について準用する。この場合における該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途
5 その他前項の処分に際し公安審査委員会が特に必要と認める事項	四 当該処分が効力を生じた日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの
6 公安調査官は、第二項の規定又は第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに文書で警察署長官に通報するものとする。	五 その他の前項の処分に際し公安審査委員会が特に必要と認める事項
第七条 公安調査官は、第五条第一項又は第四項の処分について、当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要がなくなったと認められるときは、これを取り消さなければならない。	六 公安調査官は、第二項の規定又は第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による報告がされず、若しくは虚偽の報告がされた場合又は前条第二項の規定による立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避された場合であつて、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるときも、同様とする。
4 第二項の規定により立入検査をする公安調査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。	一 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、人を殺害し若しくは殺害しようとしているとき、人の身体を傷害し若しくは傷害しようとしているとき又は人に暴行を加え若しくは加えようとしているとき。
4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	二 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、人を監禁し又は監禁しようとしているとき又は人を誘拐し若しくは誘拐しようとしているとき。
5 その他の第一項の処分に際し公安審査委員会が特に必要と認める事項	三 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、爆発物、毒性物質若しくはこれらは保有しようとしているとき。
4 公安審査委員会は、第一項の処分を受けた団体が同項各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合であつて、引き続き当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるときは、その期間を更新することができる。	四 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、当該団体に加入することを強要し、若しくは強要しようとしているとき又は当該団体からの脱退を妨害し若しくは妨害しようとしているとき。
第八条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行つた団体が、第五条第一項各号のい	五 金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止し、又は制限すること。
4 第二項の規定により立入検査をする公安調査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。	六 当該団体の役職員又は構成員等の禁止行為
2 前条に規定する处分を受けている団体の役職員又は構成員は、当該処分が効力を生じた後	七 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、構成員の総数又は土地、建物、設備その他の資産を急激に増加させ又は増加させようとしているとき。
一 当該団体が前条第二項第一号に掲げる処分を受けた場合にあっては、いかなる名義を	八 前各号に掲げるもののほか、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止する必要があるとき。

もつてするかを問わず、当該処分により取得し又は借り受けることが禁止された土地又は建物を当該団体の用に供する目的で取得し又は借り受けること。

一 当該団体が前条第一項第二号に掲げる処分を受けた場合にあっては、当該団体の用に供する目的で当該処分により使用を禁止された土地又は建物を使用すること。

三 当該団体が前条第三号に掲げる処分を受けた場合にあっては、当該無差別大量殺人行為の関与者等に、当該処分により参加させ又は従事させることを禁止された当該団体の活動に参加させ又は従事させること。

四 当該団体が前条第四号に掲げる処分を受けた場合にあっては、当該処分により禁止された団体への加入を強要すること若しくは勧誘すること又は当該団体から脱退する行為を妨害すること。

五 当該団体が前条第五号に掲げる処分を受けた場合にあっては、当該団体の利益を図る目的で、当該処分により贈与を受けることとが禁止された金品その他の財産上の利益を贈与の目的として受け取ること。

3 当該団体が前条第三号に掲げる処分を受けている場合にあっては、当該無差別大量殺人行為の関与者等は、当該処分が効力を生じた後は、当該処分により参加させ又は従事してはならない。(再発防止処分の取消し)

第六条 公安審査委員会は、第八条の規定による処分について、当該処分に基づく禁止又は制限をする必要がなくなつたと認められるときは、これを取り消さなければならない。

2 第八条の規定による処分を受けた団体は、公安審査委員会に対し、第八条の規定による処分について、当該処分を請求することができる。

(土地又は建物の使用禁止に関する標章の掲示等)

第十二条 公安審査委員会は、第八条第一項第二号の規定により当該団体が所有し又は管理する特定の土地又は建物の全部又は一部の使用を禁止する処分をしたときは、当該土地の所在する場所又は当該建物の出入口の見やすい場所に、当該団体が當該土地又は建物について同号の処分を受けている旨を告知する公安審査委員会規則で定める標章を掲示するものとする。

2 公安審査委員会は、前項の規定により標章を掲示した場合において、第八条第一項の規定に基づいて定められた期限が経過したとき又は前条の規定により当該処分を取り消したときは、当該標章を取り除かなければならない。

3 何人も、第一項の規定により掲示した標章を損壊し、又は汚損してはならず、また、当該標章を掲示した土地若しくは建物に係る第八条第一項の規定に基づいて定められた期限が経過した後又は前条の規定により当該処分が取り消された後でなければ、これを取り除いてはならない。

(処分の請求) 規制措置の手続

第三章 規制措置の手続

(処分の請求)

第十二条 第五条第一項及び第八条の処分は、公安調査庁長官の請求があつた場合にのみ行う。

第五条第四項の処分についても、同様とする。

2 公安調査庁長官は、前項の処分を請求しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官に協議しなければならない。

3 警察庁長官は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、公安調査庁長官に協議しなければならない。

4 第二項の規定により立入検査をする都道府県

警察の職員は、その身分を示す証票を携帯し、

関係者に提示しなければならない。

5 警察本部長は、第二項の規定による立入検査をさせたときは、その結果を速やかに文書で警察

長官に報告しなければならない。

6 警察庁長官は、前項の報告を受けたときは、

その内容を速やかに文書で公安調査庁長官に通報するものとする。

7 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分の請求の方法)

五 第十二条第一項前段の処分の請求は、

次に掲げる事項その他公安審査委員会規則で定める事項を記載した請求書(以下「処分請求書」という。)を公安審査委員会に提出して行わなければならない。

(記載した書面を公安審査委員会に提出しなければならない。)

(立人検査等)

(第十一条)

第十三条 公安調査庁長官は、前条第一項又は第三項の規定に基づき第八条の処分の請求に関して意見を述べるために必要があると認められるときは、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体について、相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。

2 処分請求書には、請求の原因となる事実を証すべき証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を添付しなければならない。

一 請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項
二 請求の原因となる事実
三 見聴取を行わなければならない。ただし、個人の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、これを公開しないことができる。

(意見聴取)

第十五条 公安審査委員会は、第十二条第一項前段の処分の請求があつたときは、公開による意見聴取を行わなければならない。ただし、個人の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、これを公開しないことができる。

2 第十六条 公安審査委員会は、前条の意見聴取を行うに当たっては、あらかじめ、意見聴取を行なう期日及び場所を定め、その期日の七日前までに、当該団体に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 公安調査庁長官の請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項
二 請求の原因となる事実
三 意見聴取の期日及び場所

第十七条 第二項の通知は、官報で公示して行う。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、当該通知が当該団体に到達したものとみなす。

3 当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知り得ているときは、前項の規定による公示のほか、これに通知書を送付しなければならない。

2 前項の通知書は、官報で公示して行う。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、当該通知が当該団体に到達したものとみなす。

3 当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知り得ているときは、前項の規定による公示のほか、これに通知書を送付しなければならない。

(意見聴取の指揮)

第三十九条 この法律に規定する団体規制に関する公安調査官の調査については、前条に規定するもののほか、破壊活動防止法第二十八条から第三十四条までの規定を準用する。

(国会への報告)

第三十条 政府は、毎年一回、国会に対し、この法律の施行状況を報告しなければならない。

(調査結果の提供)

第三十一条 公安調査庁長官は、関係都道府県又は関係市町村(特別区を含む)の長から請求があつたときは、当該請求を行った者に対して、個人の秘密又は公共の安全を害するおそれがあると認める事項を除き、第五条の处分に基づく調査の結果を提供することができる。

(行政手続法の適用除外)

第三十二条 公安審査委員会がこの法律の規定に基づいてした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

(廃止取消しの訴え)

第三十三条 法人でない社団又は財団で第一十一

条第一項第二号(第二十^六五条第六項において準用する場合を含む。)の決定を受けたものは、その名において処分の取消しを求める訴訟を提起することができる。

(裁判の公示)

第三十五条 第五条第一項又は第八条の処分を行所で取り消されたとき(第五条第四項の規定による期間の更新の決定が取り消された場合を含

む)は、公安調査庁長官は、その裁判を官報で公示しなければならない。

(施行細則)

第三十六条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施の手続その他その執行について必要な細則は、法務省令で定める。

第二十一条 第二項及び第三項並びに第三十一条第二項及び第三項並びに第三十一条第二項及び第三項の規定により警察庁長官の権限に属する事務を実施するため必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第二十三条 第二項及び第五項の規定により警察庁長官の権限に属する事務を実施するため必要な事項は、立入検査拒否等の罪)

第二十七条 第九条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(立入検査拒否等の罪)

第二十九条 第七条第二項又は第三十一条第二項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(標章損壊等の罪)

第三十八条 第七条第二項又は第三十一条第二項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(退去命令違反の罪)

第三十九条 第十一条第三項の規定による命令には、五十万円以下の罰金に処する。

(公安調査官の職権濫用の罪)

第四十条 第十八条第三項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(公安調査官の職権濫用の罪)

第四十一条 第十八条第三項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(公安調査官の職権濫用の罪)

第四十二条 第二号(第二十^六五条第六項において準用する場合を含む。)の決定を受けたものは、その名において処分の取消しを求める訴訟を提起することができる。

(警察職員の職権濫用の罪)

第四十三条 警察職員がこの法律に定める職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

(警察職員の職権濫用の罪)

第四十四条 警察職員がこの法律に定める職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

附 則

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 (見直し)
この法律の施行の日から起算して五年ごとに、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて廢止を含めて見直しを行うものとする。

3 (法務省設置法の一部改正)
法務省設置法(昭和二十一年法律第百九十三号)の一部を次のよう前に改正する。

4 (法務省設置法の一部改正)
法務省設置法(昭和二十一年法律第百九十三号)の一部を第三十九号とし、第三

5 (法務省設置法の一部改正)
法務省設置法(昭和二十一年法律第百九十三号)の一部を次の一号を加える。

6 (法務省設置法の一部改正)
法務省設置法(昭和二十一年法律第百九十三号)の一部を次の一号を加える。

7 (法務省設置法の一部改正)
法務省設置法(昭和二十一年法律第百九十三号)の一部を次の一号を加える。

8 (法務省設置法の一部改正)
法務省設置法(昭和二十一年法律第百九十三号)の一部を次の一号を加える。

9 (法務省設置法の一部改正)
法務省設置法(昭和二十一年法律第百九十三号)の一部を次の一号を加える。

10 (法務省設置法の一部改正)
法務省設置法(昭和二十一年法律第百九十三号)の一部を次の一号を加える。

11 (法務省設置法の一部改正)
法務省設置法(昭和二十一年法律第百九十三号)の一部を次の一号を加える。

12 (法務省設置法の一部改正)
法務省設置法(昭和二十一年法律第百九十三号)の一部を次の一号を加える。

13 (法務省設置法の一部改正)
法務省設置法(昭和二十一年法律第百九十三号)の一部を次の一号を加える。

14 (法務省設置法の一部改正)
法務省設置法(昭和二十一年法律第百九十三号)の一部を次の一号を加える。

15 (法務省設置法の一部改正)
法務省設置法(昭和二十一年法律第百九十三号)の一部を次の一号を加える。

16 (法務省設置法の一部改正)
法務省設置法(昭和二十一年法律第百九十三号)の一部を次の一号を加える。

17 (法務省設置法の一部改正)
法務省設置法(昭和二十一年法律第百九十三号)の一部を次の一号を加える。

18 (法務省設置法の一部改正)
法務省設置法(昭和二十一年法律第百九十三号)の一部を次の一号を加える。

19 (法務省設置法の一部改正)
法務省設置法(昭和二十一年法律第百九十三号)の一部を次の一号を加える。

20 (法務省設置法の一部改正)
法務省設置法(昭和二十一年法律第百九十三号)の一部を次の一号を加える。

21 (法務省設置法の一部改正)
法務省設置法(昭和二十一年法律第百九十三号)の一部を次の一号を加える。

行為を行つた団体に対する処分の請求を行うこと。
五 無差別大量殺人行為を行つた団体に対する規制措置を行うこと。

第四条第一号の次に次の一号を加える。
二 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する調査を行うこと。

第十一條中「第四条第一号」の下に「、第二号及び第五号」を加える。

第十四条第二項中「破壊的団体」の下に「及び無差別大量殺人行為を行つた団体」を、「調査」の下に「並びに無差別大量殺人行為を行つた団体の規制措置の実施に関する事務」を加える。

第五条第一号の次に次の一号を加える。

二 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する調査を行うこと。

第十二条中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 無差別大量殺人行為を行つた団体を行つた団体に対しても、観察処分を行うこと。

四 無差別大量殺人行為を行つた団体に対しても、再発防止処分を行うこと。

五 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百九十六号)の規定による

六 大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百九十九号)の規定による

七 大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百九十九号)の規定による

八 大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百九十九号)の規定による

九 大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百九十九号)の規定による

十 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百九十九号)の規定による

を削り、同条を第二十四条とし、第四条の次に次の二章及び章名を加える。

第三章 サリン等を発散させることにより無差別大量殺人行為を行つた団体の活動の規制

（指定） 第一節 指定

第五条 団体の役職員又は構成員が当該団体の活動としてサリン等を発散させることにより無差別大量殺人行為を行つた団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる場合には、当該団体の第十六条第二項の通報に係る事務所等の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下この節において「管轄公安委員会」という）は、国家公安委員会の承認を得て、当該団体を、活動状況を明らかにする必要がある団体として指定することができる。

一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当部が当該団体の役員であること。
四 前三号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めること。

（意見聴取）

第六条 管轄公安委員会は、前条の規定による指定をしようとするときは、公開による意見聴取を行わなければならない。ただし、個人の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、これを公開しないことができる。

2 前項の意見聴取を行う場合において、管轄公安委員会は、指定に係る団体に対し、指定をしようとする理由並びに意見聴取の期日及び場所

をその期日の七日前までに通知しなければならない。

3 前項の通知は、官報で公示して行う。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、当該通知が当該団体に到達したものとみなす。

4 当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知れているときは、前項の規定による公示のほか、これに通知書を送付しなければならない。

5 意見聴取に際しては、当該団体の代表者若しくは主幹者若しくはこれらに代わるべき者は、これらの代理人（以下この条において「代表者等」という）は、当該指定をすることについて意見を述べ、かつ、証拠書類又は証拠物（以下この条において「証拠書類等」という）を提出することができる。

6 代表者等は、意見聴取の期日への出頭に代えて、管轄公安委員会に対し、意見聴取の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

7 管轄公安委員会は、代表者等が正当な理由なく意見聴取の期日に出頭せず、かつ、前項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、代表者等に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結することができる。

8 管轄公安委員会は、前項に規定する場合のほか、代表者等が意見聴取の期日に出頭せず、かつ、第六項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、代表者等の意見聴取の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、代表者等に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに意見聴取を終結することができる。

9 前各項に定めるもののほか、第一項の意見聴取の実施について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（指定の公示及び通知）

第七条 第五条の規定による指定は、管轄公安委員会規則で定める。

（指定の公示及び通知）

員会が当該指定団体の名称その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報で公示することに

より行う。

2 第五条の規定による指定は、前項の公示の時からその効力を生ずる。

3 管轄公安委員会は、第五条の規定による指定をしたときは、当該指定団体に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該指定をした旨の他の国家公安委員会規則で定める事項を通知しなければならない。

4 第一項の規定により公示された事項に変更があったときは、管轄公安委員会は、その旨を官報により公示しなければならない。

（指定の有効期間及び取消し）

第八条 第五条の規定による指定は、三年間その効力を有する。

2 管轄公安委員会は、前項の規定にかかわらず、指定団体が解散その他の事由により消滅したと認められるときは又は同条各号のいずれにも該当しなくなつたと明らかに認められるときは、國家公安委員会の承認を得て、当該指定団体に係る指定を取り消さなければならない。

3 前条第一項から第三項までの規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

（報告及び立入検査）

第三節 指定団体の活動の規制

（活動の規制）

第十一条 公安委員会は、前条第一項の規定によると立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避されたとき又は指定団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が明らかに認められるときは、当該指定団体に対し、国家公安委員会の承認を得て、六月を超えない期間を定めて、当該公安委員会が管轄する都道府県の区域について、次の各号に掲げる処分の全部又は一部を行なうことができる。

1 いかなる名義をもつてするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して、又は特定しないで禁止すること。

2 当該指定団体が所有又は管理する特定の土地又は建物（専ら居住の用に供しているもの）の全部又は一部の使用を禁止すること。

3 指定に係る無差別大量殺人行為に関与した者は、当該無差別大量殺人行為が行われた時

な物件を検査させることができる。

一 指定団体が前条の規定による報告をせず、又は資料を提出しなかつたとき。

二 指定団体が前条の報告又は資料の提出について虚偽の報告をし、又は虚偽の資料の提出をしたとき。

三 前条の規定により得た情報によっては当該指定団体の活動の状況を明らかにすることができなかつた場合であつて、当該指定団体の活動の状況を明らかにするために必要があると認めるとき。

4 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分の手続に関する細則)

第二十三条 この章に規定するものを除くほか、
公安委員会における手続に関する細則は、国家公
安委員会規則で定める。

第四章 罰則

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を
経過した日から施行する。

(改正)

2 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)

の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第一項中「第一百九十三条乃至
第一百九十六条」を「第一百九十三条から第二百九十
六条まで」に改め、「第四十五条」の下に「若
しくはサリン等による人身被害の防止等に関する
法律(平成七年法律第七十八号)第三十条」を
加える。

(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に
関する法律の一部改正)

3 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に
関する法律(平成十一年法律第二百三十六号)の一
部を次のように改正する。

第二条第二項第一号二中「サリン等による人
身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七
十八号)第七条」を「サリン等による人身被害
の防止等に関する法律(平成七年法律第七十八
号)第二十六号」に改める。

別表第五十三号中「サリン等による人身被害
の防止に関する法律第五条(発散させる行為)又
は第六条第一項から第三項まで」を「サリン等
による人身被害の防止等に関する法律第二十四
条(発散させる行為)又は第二十五条第一項から
第三項まで」に改める。